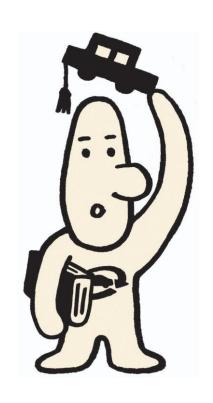
電子マニフェストシステム 詳細マニュアル

引取工程編



1. 引取業者の実務概要	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	1-1
1.1 引取業者の役割・・・	0 0	•	•		•	•	•	•	•	٠	•		•	٠	•		•	1-2
1.2 引取業者としての重要	事項	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	1-5
1.3 引取業者のメニューー	見・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	1-8
2. 引取報告・・・・・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2-1
2.1 引取報告の流れ・・・	• • •	•	•		•	0	•	0 0		٠	•	•	•	•	•	• •	•	2-2
2.2 預託確認 • • • • •	• •	•	•	• •	0	•	۰	•	•	•	•	•	•	•	٠	• •	۰	2-3
2.2.1 通常検索・・・・		•	٠		٠	•	•		•	۰	•		۰	٠	•	• •	۰	2-3
2.2.2 単一情報検索。。	• • •	•	۰		۰	۰	•	• •		0	۰		0	۰	0	• •	•	2-21
2.3 使用済自動車の引取報	告・・	•	•	• •	•	•	•	•	•	۰	•	• •	•	•	۰	• •	۰	2-25
2.4 預託申請・・・・・	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	2-30
2.4.1 預託申請の実施・		•	۰		۰	۰	•	• •	•	0	۰		0	۰	0	• •	0	2-30
2.4.2 預託完了の確認。	• • •	•	•		٠	•	•		•	•	•		•	٠	•	• •	۰	2-34
2.4.3 預託申請の取消・	• • •	0	٠		٠	٠	•		0	۰	•		•	٠	•	• •	0	2-35
2.5 支局名の登録・・・・	• • •	•	•	• •	•	0	•	•	•	۰	•	• •	•	•	•	• •	•	2-37
3. 引渡報告・・・・・	• •	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	٠	٠	•	•	3-1
3.1 使用済自動車の引渡報	告・	•	•		٠	•	•	•	• •	٠	•		•	•	•	• •	٠	3-2
4. 確認通知・・・・・	• •	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	4-1
4 1 確認通知の発生時期お	上八八	看矢□	작	牛服	キ <i>に</i>	ָּאָ <i>ו</i>	要	ママ	41 <u>15</u> .		0	•		•	•	• •	•	4-2

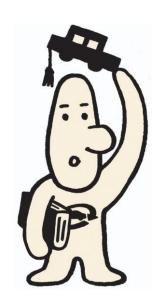
4.2 確認通知の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3
4.2.1 確認通知発生状況の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3
4.2.2 確認通知詳細の閲覧(引渡報告が未実施の場合)・・・・・・・	4-4
4.2.3 確認通知詳細の閲覧(引渡先での引取報告が未実施の場合)・・・	4-6
5. 車台閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5-1
5.1 閲覧できる情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5-2
5.2 引渡報告未実施車台の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5-4
5.3 解体通知の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5-6
5.4 使用済自動車に関する移動報告状況の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5-10
5.4.1 自社の移動報告実績を年月を指定して閲覧する場合・・・・・・・	5-11
5.4.2 車台を指定して移動報告実施状況を閲覧する場合・・・・・・・	5-12
6. 装備修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6-1
6.1 次工程への引渡報告前の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6-2
6.1.1 フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正する場合・・・・	6-4
6.1.2 フロン類種別を修正する場合・・・・・・・・・・・・・・・	6-8
6.2 引渡報告後の次工程事業者からの依頼による修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6-10
6.2.1 フロン類回収業者からの依頼でフロン類種別を修正する場合・・・・	6-10
6.2.2 解体業者からの依頼でエアバッグ類装備の有無を修正する場合・・・	6-13
6.3 追加預託が必要な装備情報の修正(フロン類装備・エアバッグ類装備)・	6-17
6.4 追加預託を実施した装備の預託取消(フロン類装備・エアバッグ類装備)	6-20

目次

7. 引渡報告の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7-1
7.1 使用済自動車の引渡報告の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7-2
8. 引取報告の取消(マニフェスト発行取消)・・・・・・・	8-1
8.1 マニフェスト発行取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-2
9. 委託手数料通知書・利用明細書のダウンロード・・・・・	9-1
9.1 通知書・明細書のダウンロード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9-2
9.1 週和音・明和音のダブノロート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2
9.1.1 委託手数料支払通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9-2

1

引取業者の実務概要



1.1 引取業者の役割

■ 【役割1】装備・預託確認の実施

使用済自動車を引き取る際は、実車および自動車検査証等の車台番号を確認し、フロン類(エアコン)、エアバッグ類の装備の有無を確認(装備確認)のうえ、リサイクル料金が預託されているかの確認(預託確認)を行う必要があります。



ポイント

リサイクル料金が未預託または不足の場合は使用済自動車の引取ができませんので、預託に必要な実務を 行ってください。

■ 【役割2】使用済自動車の引取と引取報告の実施

- 使用済自動車の引取を求められた時は、ゴミの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

■【役割3】引取証明書の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し引取証明書を交付する必要があります。

■ 【役割4】使用済自動車の引渡と引渡報告の実施

- 使用済自動車を、都道府県知事または保健所設置市長の登録・許可を受けたフロン類回収業者または解体業者(フロン類がない場合)に引き渡す必要があります。
- 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェストシステムによりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。



ポイント

引渡の時は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

1.1 引取業者の役割

■ 【役割5】使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点(※)で、 最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります(申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます)。

※原則として破砕業者の引取報告完了後に、情報管理センターから電子マニフェストシステム上で引取業者へ通知されます。



ポイント

引取業者の業務に関連するマニュアルとして、「架装物判別ガイドライン」がありますので、必要に応じて参照ください。



注意

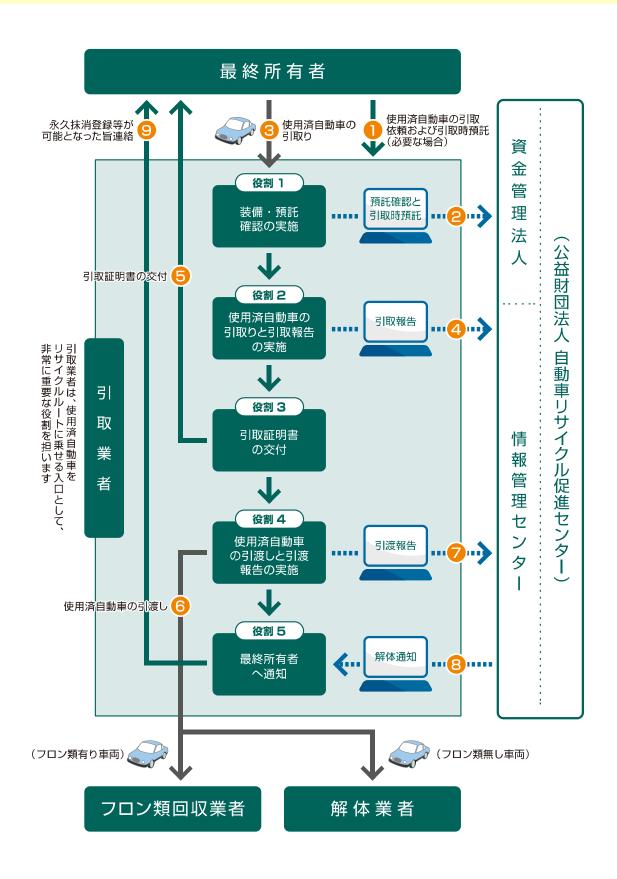
以上の引取業者としての役割を果たさなかった場合、都道府県知事等から勧告・命令を受けたり、引取業者の 登録を取り消されたりする場合があります。

1.1 引取業者の役割

■ 引取業者の業務の流れ

1 ~ 9 の順序で実務を行います

→ 物の流れ ・・・・ 情報の流れ



1.2 引取業者としての重要事項

■ 所有者への意思確認

自動車所有者から自動車の引取依頼があった場合、中古車として取り扱う場合と使用済自動車として引き取る場合の両方の情報を所有者に提供したうえで、中古車にするか使用済自動車にするか、所有者の意思を明確にする必要があります。

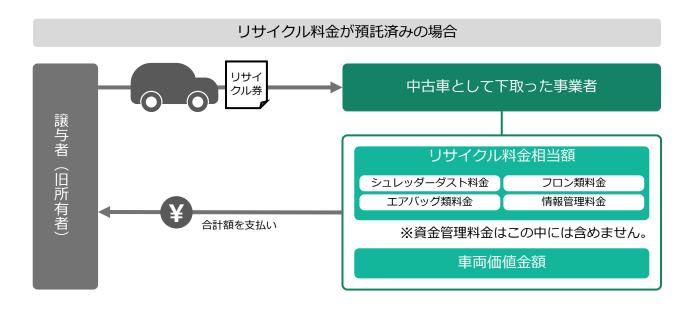


注意

所有者が使用済自動車として処分依頼をしたにも関わらず、中古車として転売するのは自動車リサイクル 法違反です。

▶ 中古車として取り扱う場合

リサイクル料金が預託済みの車台に対しては、車両本体価格にリサイクル料金相当額を加えて自動車所有者に 支払う必要があります。



ੑ ポイント

- 2026年1月以降、リサイクル券の紙面での新規発行は停止となります。
- リサイクル料金は、自動車リサイクルシステムのホームページから確認できます。 「【一般ユーザー編】リサイクル料金検索方法」を参照ください。

1.2 引取業者としての重要事項

使用済自動車として取り扱う場合

- フロン類(エアコン)・エアバッグ類の装備は必ず実車を確認してください。
- リサイクルシステムでリサイクル料金の預託状況を確認し、リサイクル料金の預託が不足している場合、追加預託をしてください。
- フロン類(エアコン)、エアバッグ類の装備状況や車台番号は、必ず実車のとおりに引取報告をしてください。

Ţ

注意

車台番号を間違えて引取報告をすると、関係のない自動車所有者の車両が、システム上で使用済自動車と して処理されていることとなり、トラブルの原因となります。

1.2 引取業者としての重要事項

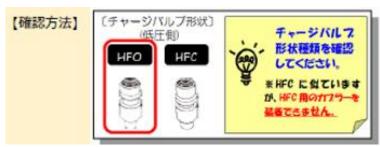
■ HFO-1234yf(自リ法対象外冷媒)搭載車の確認方法・リサイクル料金の取り扱い

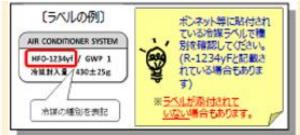
近年、カーエアコン用の新たな冷媒としてHFO-1234yfを用いた自動車が流通しています。

HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、自動車リサイクル法対象外冷媒の扱いとなるため、フロン類料金の預託が不要です。

● HFO-1234yf (自リ法対象外冷媒) 搭載車の確認方法

HFO-1234yfの搭載有無は、「実車」で確認できます。





● リサイクル料金の取り扱い

リサイクル料金の預託に際しては、カーエアコン(フロン類)有無の確認に加えて、カーエアコン用冷媒の種類を確認してください。実車の冷媒の種類がHFO-1234yf(自り法対象外冷媒)で、自動車リサイクルシステムのフロン類の装備情報が「フロン類有(法対象外冷媒)」ではなく「フロン類有(HFC)/(CFC)」の場合は、フロン類リサイクル料金を預託したり、引取報告は行わずに、自動車リサイクルコンタクトセンターへご連絡をお願いいたします(自動車メーカー・インポーターにてフロン類の装備情報を修正後に引取報告を行っていただきます)。

なお、上記の「HFO-1234yf(自リ法対象外冷媒)搭載車の確認方法」による確認が難しい場合、当該自動車 を製造または輸入した自動車メーカー・インポーターにご確認ください。



注意

CFC/HFCは、今までどおりリサイクル料金の預託が必要となりますのでご注意ください。

1.3 引取業者のメニュー一覧

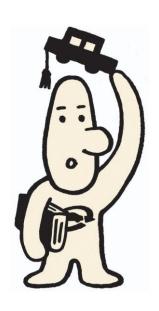
ここでは、引取業者(引取工程)のメニューについて説明します。

画面説明



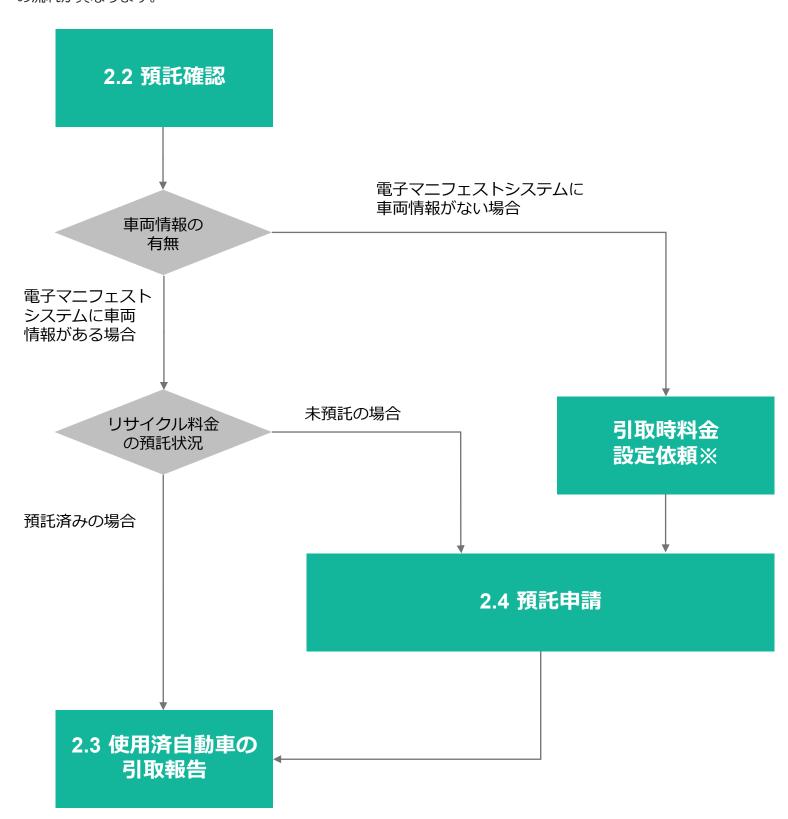
番号	メニュー名		本マニュアルの説明章		
1	引取報告	使用済自動車の引取報告を実施します。	2章 引取報告		
2	引渡報告	使用済自動車のフロン類回収業者、また は解体業者への引渡報告を実施します。	3章 引渡報告		
3	確認通知	対象車台の確認通知の詳細を確認します。	4章 確認通知		
4	車台閲覧	次の情報を確認できます。 ・引渡報告未実施車台 ・解体通知 ・使用済自動車に関する移動報告状況	5章 車台閲覧		
5	装備修正	フロン類・エアバッグ類装備有無やフロ ン類種別の修正を実施します。	6章 装備修正		
6	移動報告取消	使用済自動車の引渡報告の取消を実施します。 マニフェスト発行取消が必要な引取報告 の取消を実施します。	7章 引渡報告の取消 8章 引取報告の取消(マニ フェスト発行取消)		
7	委託手数料通知書ダウンロード	委託手数料通知書をダウンロードします。 なお、本メニューは事業者ユーザーでロ グインした場合にのみ表示されます。	9章 委託手数料通知書・利用		
8	利用明細書ダウンロード	利用明細書をダウンロードします。 なお、本メニューは事業者ユーザーでロ グインした場合にのみ表示されます。	明細書のダウンロード		

2 引取報告



2.1 引取報告の流れ

使用済自動車を引き取る際は、車両情報の有無やリサイクル料金の預託状況が未預託か預託済かで次のとおり対応の流れが異なります。



※:電子マニフェストシステムに車両情報がない場合は、引取時料金設定依頼が必要です。2025年12月末 に公開予定の「電子詳細マニュアル引取工程編」の別冊[引取時料金設定依頼編]をご覧ください。

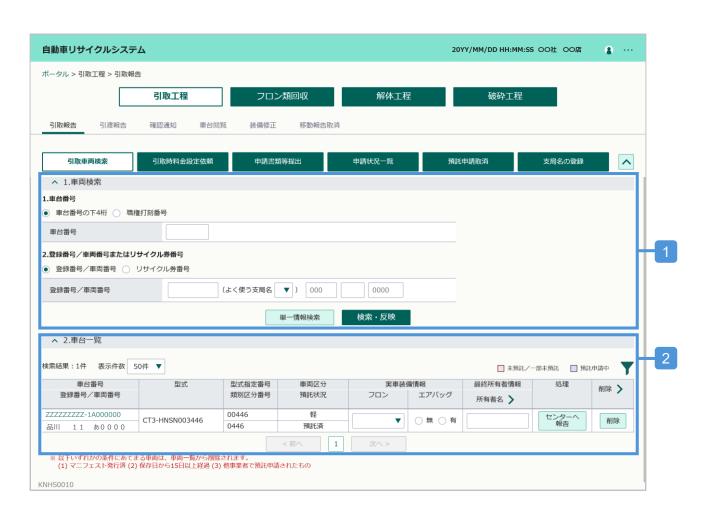
2.2.1 通常検索

車台番号と登録番号/車両番号等を入力することで、 リサイクル料金の金額や預託状況を確認できます。 自動車 所有者からリサイクル料金の確認を求められた時や、使用済自動車の引取を求められている時、または中古車の下 取・買取等の商談時等にリサイクル料金の照会を行います。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [引取報告] をクリックすると、引取車両検索一覧画面が表示されます。

■画面説明



番号	エリア名	説明			
1	車両検索	引取車両検索ができます。			
2	車台一覧	引取車両検索の結果が一覧で表示されます。			

2.2.1 通常検索



ポイント

タブレットまたはスマートフォンで電子マニフェストシステムにログインしている場合、二次元コード(車検証等に記載)またはコーションプレートを読み取って車両検索することもできます。二次元コードまたはコーションプレートを読み取るときは、次のアイコンをタップしてカメラを起動させます。



2.2.1 通常検索

▮ 操作説明

[車台番号の下4桁] または [職権打刻番 号]を検索条件として選択します。

> 選択した項目に従って、入力欄が表示されま す。





|| ポイント

タブレットまたはスマートフォンを使用して、二次 元コードまたはコーションプレートを読み取って車 両を検索する場合は、次のいずれかを実施後に手順 ⑥に進んでください。

- 二次元コードの読み取り 「2.2.1 通常検索」の「(1)二次元コード読み取 り」を参照してください。
- コーションプレートの読み取り 「2.2.1 通常検索」の「(2) コーションプレー ト読み取り」を参照してください。

選択した検索条件を入力します。

- [車台番号の下4桁]を選択した場合、車 台番号の下4桁を入力します。
- [職権打刻番号] を選択した場合、職権 打刻番号の全桁を入力します。 漢字部分(支局等の符号)はプルダウン リストになっているので、 [▼] ボタン をクリックして、該当するものを選択し ます。

2.2.1 通常検索

▮ 操作説明

[登録番号/車両番号] または [リサイクル 券番号〕を検索条件として入力します。

> 選択した項目に従って、入力欄が表示されま す。



္ကိ ポイント

登録番号/車両番号およびリサイクル券番号のどち らも不明な場合は、「2.2.2 単一情報検索」を参照 してください。

- 選択した検索条件を入力します。
 - 「登録番号/車両番号」を選択した場合、 支局名、分類番号、かな、および一連指 定番号を入力します。支局名は、「よく 使う支局名]の[▼]ボタンをクリック して選択するか、直接入力します。
 - [リサイクル券番号]を選択した場合、 リサイクル券番号の全桁を入力します。





ポイント

[よく使う支局名] のプルダウンリストに表示する 支局名の登録方法については「2.5 支局名の登 録」を参照してください。

全ての項目を入力後、「検索・反映」ボタン をクリックします。

車台一覧が表示されます。

2.2.1 通常検索

▮ 操作説明

- 6 各装備(フロン類/エアバッグ類)の有無を 選択します。
- 7 [車台一覧]の[処理]で[預託確認]ボタンをクリックします。

[預託状況]が[-]から現在の預託状況に 更新されます。



8 確認したい車台の [車台番号] リンクをク リックします。

照会結果画面が表示されます。



ポイント

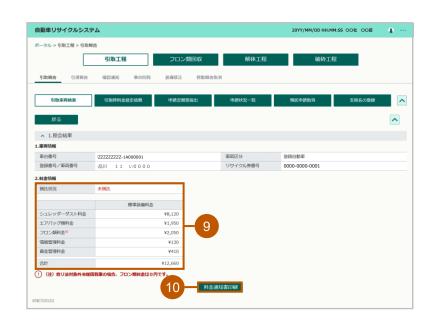
照会結果画面で、実車と情報が一致するか必ず確認 してください。

9 [2.料金情報] で預託状況、物品ごとの預託 有無、および標準装備料金を確認します。

> 預託状況によって、各種料金の詳細の表示が 異なります。詳細は、次ページ以降のポイン トを参照してください。

10 必要に応じて、 [料金通知書印刷] ボタンを クリックします。

料金通知書のPDFファイルが表示されます。



2.2.1 通常検索

▋操作説明

次の操作は、預託状況によって異なります。

預託状況	概要	次の操作		
預託済	リサイクル料金が預託済みの状態	引取報告(2.3参照)		
未預託	リサイクル料金が未預託の状態			
一部未預託	リサイクル料金が一部未預託の状態	預託申請(2.4参照)		
未預託 (取消)	預託申請が取り消された状態			
一部未預託(取消)	預託申請が一部取り消された状態			
申請中	預託申請中の状態	預託済になるまで待機		



ポイント

照会結果画面は、預託状況によって各種料金の詳細の表示が異なり、次の4つのパターンがあります。

- 預託済みかつ後付け装備なしの場合
- 預託済みかつ後付け装備ありの場合
- 未預託かつ後付け装備なしの場合
- 未預託かつ後付け装備ありの場合

それぞれのパターンでの各種料金の詳細の表示、およびポイントを次に示します。



ポイント

検索できない(料金照会ができない)場合は、お手数ですが下記へご連絡をお願いいたします。

自動車リサイクルシステム コンタクトセンター

電話番号:050-3786-7755

受付時間:9:00~18:00 (土日祝日・年末年始等を除く)



2.2.1 通常検索



預託済みかつ後付け装備なしの場合



- リサイクル料金預託済みの場合は[預託状況]欄に[預託済]と表示され(①)、[預託済金額]欄に預託済みの金額が表示されます(②)。「2.3 使用済自動車の引取報告」を参照のうえ、引取報告を実施してください。
- 上記のような預託済の自動車を中古車として売買する場合、次の金額の授受が必要です。
 - ・車両価値金額
 - ・ [預託済金額] の [合計] から [資金管理料金] を差し引いた金額

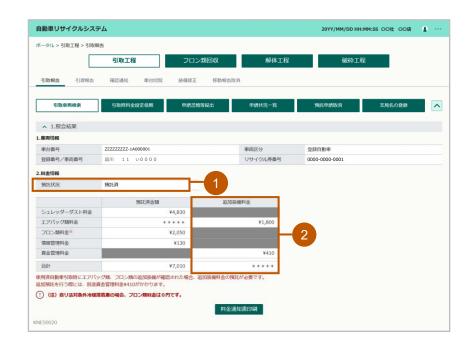


2.2.1 通常検索



ポイント

預託済みかつ後付け装備ありの場合



- [預託状況] には [預託済] と表示されていますが(①)、メーカー出荷後にエアコン等が後付け装備されている場合、最終所有者に請求する金額として [追加装備料金] 欄に後付け装備分のリサイクル料金が表示されます(②)。
- 使用済自動車を引き取る際に、実車でフロン類(エアコン)およびエアバッグ類(エアバッグ・シートベルトプリテンショナー)の装備確認をした結果、後付け装備があった場合は、 [追加装備料金] 欄に表示されているリサイクル料金と資金管理料金(②)を最終所有者にお支払いいただきます。
- 上記のような、預託済であって後付け装備の可能性がある自動車を中古車として売買する場合、次の金額の授受が必要です。
 - ・車両価値金額
 - ・[預託済金額]の[合計]金額

なお、追加装備料金として表示されている金額の授受は不要です。

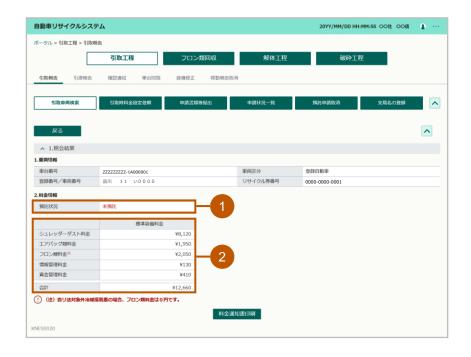


2.2.1 通常検索



ポイント

未預託かつ後付け装備なしの場合



- リサイクル料金が未預託の場合、[預託状況] に [未預託] と表示され(①) 、 [標準装備料金] 欄に預託が必要な金額が表示されます(②) 。「2.4.1 預託申請の実施」を参照のうえ、預託申請を実施してください。
- 上記のような未預託の自動車であっても中古車として売買する場合であれば、リサイクル料金の授受は不要です。

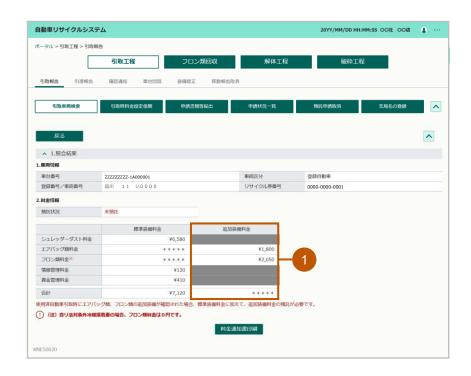


2.2.1 通常検索



ポイント

未預託かつ後付け装備ありの場合



- リサイクル料金が全て未預託であって、さらにメーカー出荷後にエアコン等が後付けされた可能性がある 車両は、 [追加装備料金] 欄に後付け装備分のリサイクル料金が表示されます(①)。 「2.4.1 預託申請 の実施」を参照のうえ、預託申請を実施してください。
- 使用済自動車を引き取る際に、実車でフロン類(エアコン)およびエアバッグ類(エアバッグ・シートベルトプリテンショナー)の装備確認をした結果、後付け装備があった場合は、 [追加装備料金] 欄に表示されているリサイクル料金と資金管理料金(①)を最終所有者にお支払いいただきます。
- 上記のような未預託の自動車であっても中古車として売買する場合であれば、リサイクル料金の授受は不要です。

2.2.1 通常検索

(1) 二次元コード読み取り

タブレット、スマートフォンでは、車検証等に記載された二次元コードを読み取ることで車両検索ができます。 そのため車検証等の内容が鮮明に確認できる状態にしてください。状態によっては読み取りができない場合が あります。

2.2.1 通常検索

2.2.1 通常検索

2.2.1 通常検索

2.2.1 通常検索

(2) コーションプレート読み取り

タブレット、スマートフォンでは、コーションプレート読み取りで車両検索が実施できます。

2.2.1 通常検索

2.2.1 通常検索

2.2.1 通常検索

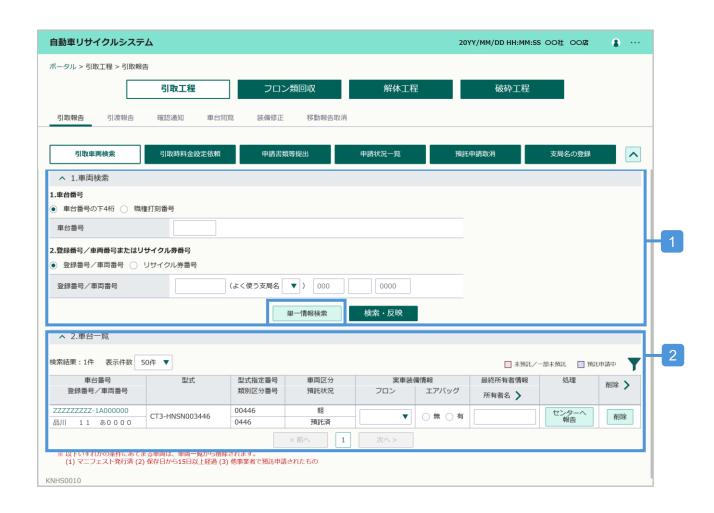
2.2.2 単一情報検索

登録番号/車両番号およびリサイクル券番号のどちらも不明な場合は、車台番号または職権打刻番号の全桁の みで引取車両の検索を行います。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [引取報告] をクリックすると、引取車両検索一覧画面が表示されます。

▋画面説明



番号	エリア名	説明
1	車両検索	引取車両検索ができます。 本項目では [単一情報検索] ボタンを使用します。
2	車台一覧	単一情報検索をした場合、単一情報検索の結果が一覧で表示されます。

2.2.2 単一情報検索

■操作説明

1 **「単一情報検索」ボタンをクリックします。** 単一情報検索画面が表示されます。



- 2 [車台番号] または [職権打刻] を検索条件 として選択します。
- 3 選択した検索条件を入力します。
 - [車台番号] を選択した場合、車台番号 の全桁を入力します。
 - [職権打刻]を選択した場合、職権打刻 番号の全桁を入力します。 漢字部分(支局等の符号)はプルダウン リストになっているので、[▼]ボタン をクリックして、該当するものを選択し





車台番号は「-」 (ハイフン) を含む全桁を半角数字で入力してください。

4 [次へ] ボタンをクリックします。

ます。

[車台番号]を選択している場合、単一情報検索(再入力)画面が表示されます。手順

原のに進んでください。

[職権打刻]を選択している場合、車台一覧が表示されます。手順®に進んでください。

2.2.2 単一情報検索

▋操作説明

- 5 ([車台番号]を選択した場合) [車台番号]に③で入力した車台番号の全桁 を再度入力します。
- 6 ([車台番号]を選択した場合) 登録番号・車両番号およびリサイクル券番 号が不明である理由を[事由]の次の中から 選択します。
 - [車検証・その他証明書類紛失・減失]
 - [未登録車両(リサイクル券なし)]
 - [その他(具体的に記入してください。)]

[その他(具体的に記入してください。)]を選択した場合は、空欄に事由を記入してください。

([車台番号] を選択した場合)[検索] ボタンをクリックします。

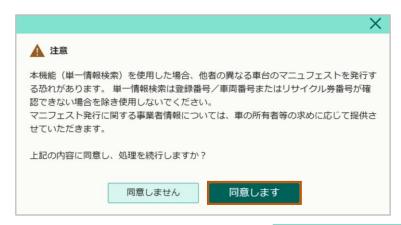
引取車両検索一覧画面が表示されて、 [車台一覧] に車両の情報が表示されます。





🦷 ポイント

入力した車台番号の車両が電子マニフェストシステムに存在する場合、 [検索] ボタンをクリック後、注意事項のダイアログボックスが表示されます。注意事項の内容を確認して、問題がなければ [同意します] ボタンをクリックしてください。

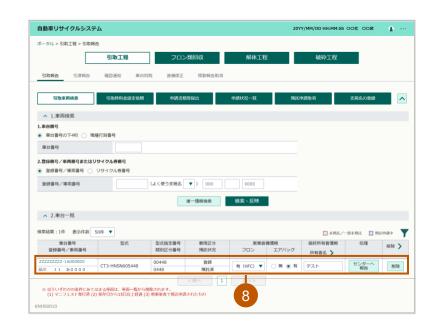


2.2.2 単一情報検索

▋操作説明

8 単一情報検索によって表示された情報が正しいかどうか、表示内容を確認します。

確認は必ず実施してください。



9 「2.2.1 通常検索」の手順**6**以降を参照します。



ポイント

職権打刻番号で単一情報検索した場合、[車台一覧]で車台番号のリンクをクリックしてもリサイクル料金を照会できません。リサイクル料金は、自動車リサイクルシステムのホームページから参照してください。

最終所有者を確認し、情報管理センターへの引取報告を行います。この手順は、「2.2 預託確認」で [預託状況] が [預託済] の車台に対して実施します。

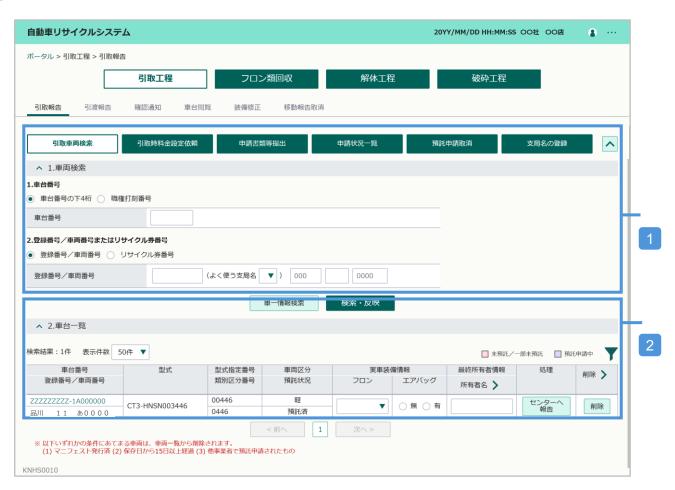
注意

● 最終所有者名は必ず入力してください。

■画面の表示方法

- 預託確認後に一連の流れで表示する場合:「2.2.1 通常検索」の操作説明の手順5まで操作します。
- ポータル画面から表示する場合: [引取工程] ボタンー [引取報告] をクリックすると、引取車両検索一覧 画面が表示されます。

▮画面説明



番号	エリア名	説明
1	車両検索	引取車両の検索条件を入力する欄です。
2	車台一覧	引取車両検索の結果が一覧で表示され、引取報告する車台を選択し ます。

▌ 操作説明

- 1 [実車装備情報]の[フロン]で、引き取った使用済自動車に該当するフロン類種別を選択します。
- (2) [実車装備情報]の[エアバッグ]で、引き取った使用済自動車のエアバッグの有無を選択します。
- 3 [最終所有者情報]の[所有者名]にある[>] ボタンをクリックします。

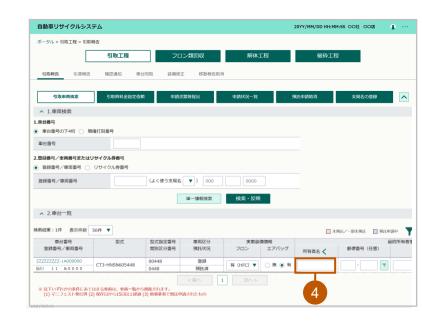
[最終所有者情報] の項目が表示されます。



∛ ポイント

- 必ず実車の装備を確認のうえ、入力してください。
- 自動車メーカー・輸入業者の標準装備情報ではエアバッグ類があるとされている車両について、 [実車装備情報]の[エアバッグ]で[無]を選択した場合は、念のため警告メッセージが表示されます。
- 4 [最終所有者情報]の[所有者名]に最終所 有者名を入力します。

[所有者名]には、当該使用済自動車の引取 を依頼した方の氏名または名称を入力してく ださい。



操作説明

5 [郵便番号]、[住所]、[電話番号]を必要に応じて入力します。

[郵便番号]に郵便番号を入力後、[〒]を クリックすると、郵便番号に該当する市町村 名が[住所]に表示されます。表示された後 で最終所有者の住所を続けて入力してくださ い。





[最終所有者情報]は、引取業者が引取報告を行った 後引渡報告を行うまでの間、修正できます。最終所有 者情報を修正する場合は、「5 車台閲覧」より修正 してください。

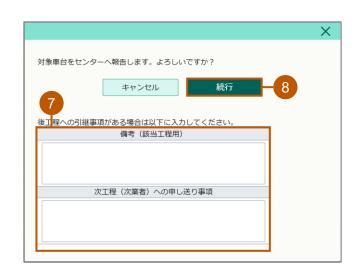
6 入力した内容に間違いがなければ、 [処理] の [センターへ報告] ボタンをクリックしま す。

確認のダイアログボックスが表示されます。



▮ 操作説明

- 表示されるダイアログボックスを確認し、後 工程への引継事項がある場合は、備考欄に入 カします。
 - [備考(当該工程用)]は、注文書ナン バー等、後の確認に便利な情報を入力し、 保存できます。
 - [次工程(次業者)への申し送り事項] は、次工程事業者に対する注意、要望等 の情報がある場合に入力します。



間違いがなければ、 [続行] ボタンをクリッ クします。

> 引取証明書のPDFが表示されるので確認し、 必要に応じてダウンロードしてください。 使用済自動車の引取報告が完了すると、対象 車両は電子マニフェストシステムに登録され、 一覧から削除されます。



\| ポイント

- 引取業者は使用済自動車を引き取った場合、最終 所有者に対し、1台ごとに引取証明書を交付する 義務があります。
- リサイクル券には引取証明書が付いています(B) 券「使用済自動車引取証明書」の部分)。 最終所 有者がリサイクル券を持っていない場合、引取証 明書のPDFをダウンロードし印刷して必要事項を 記入のうえ、最終所有者に渡す必要があります。



ポイント

- パソコン (PC) から出力される引取証明書には、次の2種類があります。
- ・引取時預託を実施しないで使用済自動車を引き取った場合の引取証明書(図左下の(ア)) この引取証明書には資金管理料金受領書は含まれません。
- ・引取時預託を実施した場合の引取証明書(図右下の(イ)) この引取証明書には資金管理料金受領証が含まれています。
- 引取証明書は三つのエリアに分かれています。これらを最終所有者または次工程の事業者(フロン類回収業者/解体業者)に渡します。エリア名とそれぞれの渡し先を次の表に示します。

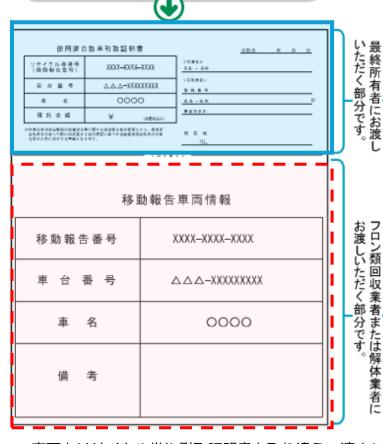
エリア名	下図での示し方	渡し先	備考
使用済自動車引取証明書	青+実線		_
資金管理料金受領証	青+実線	最終所有者	引取時預託を実施しないで使用済自 動車を引き取った場合は存在しませ ん。
移動報告車両情報	ピンク+破線	フロン類回収業者または 解体業者	リサイクル券の代わりとしてお渡し ください

(ア)引取証明書

(引取時預託を実施することなく引き取った場合)

(イ)引取証明書

(引取時預託を実施した場合)



使用消自動車引取証明書 リサイクル券署号 (移動報会書号) XXXX-XXXX-XXXX △△△-000000000 单台黄号 0000 * 6 86.68 ***4.0 预货金额 本學学使用同日報申請共同企業 (関する選挙等を申請を定により、歴史度 2年日本の記録に経済第10年の選挙に関する首様実施で選挙の表 公成的に発生の対する問題となります。 пαн 资金管理料金受领証 リサイクル券署号 XXXX-XXXX-XXXX 京台美号 △△△-XXXXXXXXXXX 0000 移動報告車両情報 XXXX-XXXX-XXXX 移動報告番号 車台番号 0000 車 名 備 考

● 車両とリサイクル券や引取証明書を取り違えて渡さないようご留意ください。

2.4.1 預託申請の実施

この手順は、「2.2 預託確認」で[預託状況]が[未預託] [一部未預託] [未預託(取消)] [一部未預託(取消)] の車台に対して預託申請するところからスタートします。



ポイント

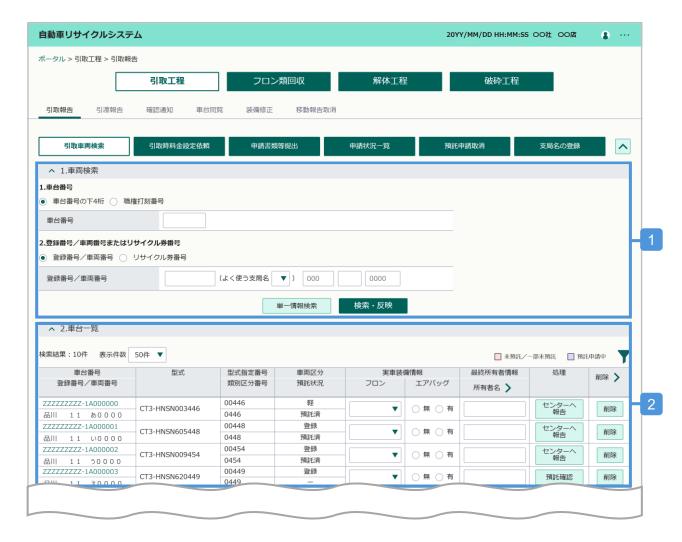
リサイクル料金が未預託または後付け装備等で預託が必要な場合は引取報告ができませんので、引取報告前に 預託をしてください。

画面の表示方法

- 預託確認後に一連の流れで表示する場合:「2.2.1 通常検索」の操作説明の手順5まで操作します。
- ポータル画面から表示する場合: [引取工程] ボタンー [引取報告] をクリックすると、引取車両検索一覧 画面が表示されます。

2.4.1 預託申請の実施

画面説明



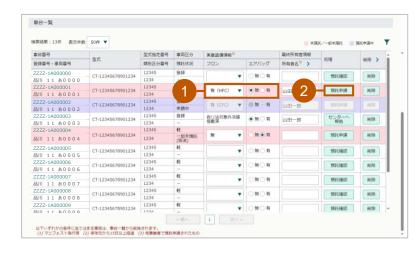
番号	エリア名	説明
1	車両検索	引取車両の検索条件を入力する欄です。
2	車台一覧	引取車両検索の結果が一覧で表示されます。預託申請する車台の [預託申請] をクリックして、預託申請します。

2.4.1 預託申請の実施

▮ 操作説明

- 4 各装備(フロン類/エアバッグ類)の有無 を選択します。
- 2 [処理] の [預託申請] ボタンをクリック します。

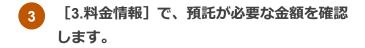
預託状況表示画面に遷移します。



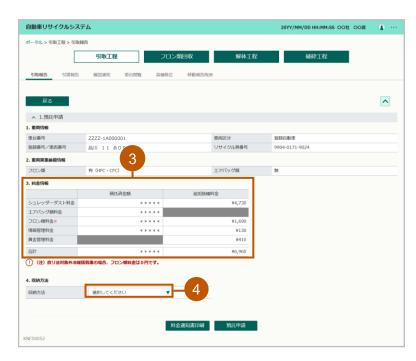


ポイント

- 必ず実車の装備を確認のうえ、入力してください。
- 自動車メーカー・輸入業者の標準装備情報では エアバッグ類があるとされている車両について、 [実車装備情報]の[エアバッグ]で[無]を 選択した場合は、念のため警告メッセージが表示されます。







2.4.1 預託申請の実施

▋操作説明

- 5 **[預託申請画面へ] ボタンをクリックします。** 預託申請画面に遷移します。
- 6 選択した収納方法に応じて決済代行の画面に 遷移するため、表示された画面に沿って対応 します。





ポイント

 ● 委託手数料について、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下、「本財団」)は、引取業者が行 うリサイクル料金等の預託の実務に関する約款に基づき、委託実務の対価として引取業者に委託手数料を以 下の方法で支払います。

リサイクル料金等の預託に際して、金融機関口座振替による決済を利用する場合

利用明細書に記載されている金額から委託手数料相当額を差し引いた金額で口座振替されます(詳細は「9.1.2 金融機関の利用明細書」を参照してください)。

その他決済方法を利用する場合

リサイクル料金等の預託時に委託手数料相当額を控除することにより支払われたものとみなします。

2.4.2 預託完了の確認

預託完了の確認について説明します。

操作説明

1 預託完了後、自動車リサイクルシステムから引取業者に預託完了通知メールが送信されますので、ポータル画面を表示します。

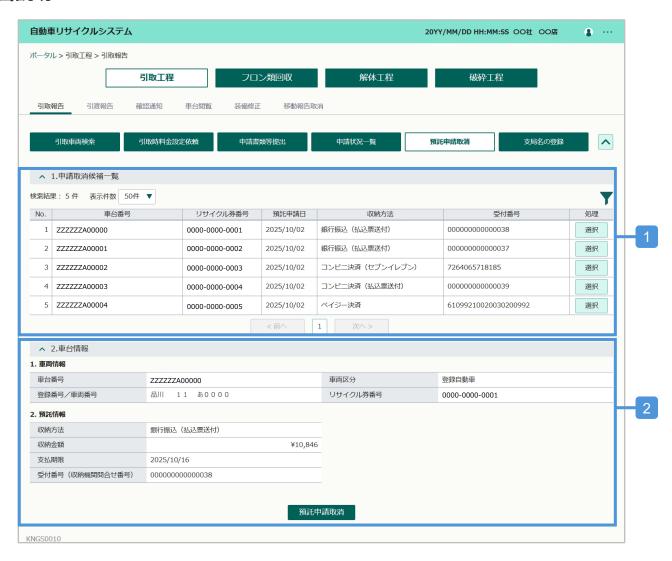
2.4.3 預託申請の取消

最終所有者の都合により、預託申請をした後にリサイクル料金の預託を取り消す時は、預託申請の取消をする必要があります。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [引取報告] ー [預託申請取消] ボタンをクリックすると、預託申請取消画面が表示されます。

▮画面説明



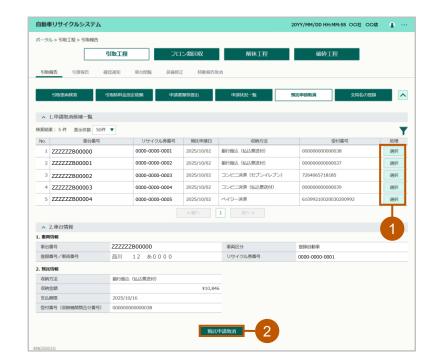
番号	エリア名	説明
1	申請取消候補一覧	預託申請済みの車台一覧から、預託申請を取り消す車台を選択でき ます。
2	車台情報	預託申請を取り消す車台の情報を確認できます。

2.4.3 預託申請の取消

■操作説明

- 預託申請を取り消す車両に該当する行の [処理] で [選択] ボタンをクリックします。
- 2 表示内容を確認し、 [預託申請取消] ボタンをクリックします。

確認のダイアログボックスが表示されます。



3 [OK] ボタンをクリックします。



2.5 支局名の登録

預託申請等で車両を検索する際、支局名は [よく使う支局名] のプルダウンリストから選択できます。ここでは、 そのプルダウンリストに表示する支局名の登録方法を説明します。



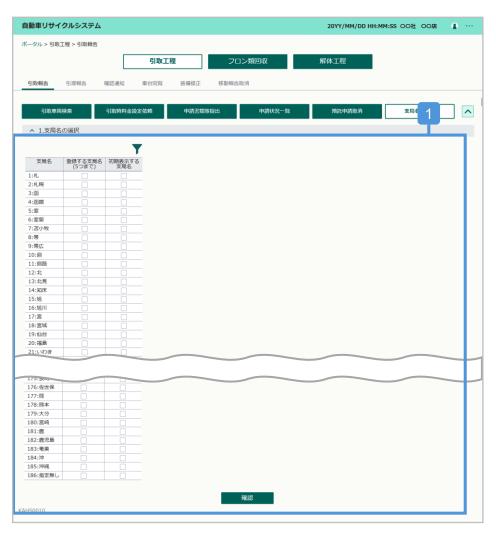
ポイント

- 車両検索の際に使用する支局名を [よく使う支局名] として登録しておくとプルダウンリストから選択できます。 [よく使う支局名] は最大で5件登録できます。そのうちの1件を [初期表示する支局名] として登録すると、プルダウンリストの最上位に表示されます。
- [初期表示する支局名] に登録すると [よく使う支局名] のプルダウンリストの最上位に表示されます。1 件のみ登録できます。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [引取報告] ー [支局名の登録] ボタンをクリックすると、支局名の登録の操作画面が表示されます。

▋画面説明



番号	エリア名	説明
1	支局名一覧	よく使う支局名、最上位に表示する支局名を選択できます。

2.5 支局名の登録

■操作説明

[支局名]の[登録する支局名]の中から、 支局名を5件までチェックします。

[支局名] の [初期表示する支局名] の中 から、支局名を1件チェックします。

[確認] ボタンをクリックします。

登録内容確認画面に遷移します。

問題ないか確認のうえ、[登録]ボタンを クリックします。

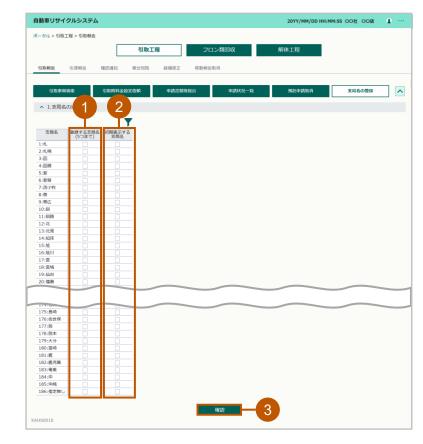
確認のダイアログボックスが表示されます。

^ 1.登録内容確認 登録する支局名 (5つまで) 46:品川 49:足立 53:練馬 60:横浜 61:川崎 初期表示する 支局名

自動車リサイクルシステム ポータル > 引取工程 > 引取報告

引取工程

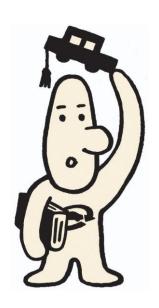
[OK] ボタンをクリックします。





事業所コー 事業者名 事業所名

3 引渡報告



使用済自動車をフロン類回収業者、または解体業者に引き渡した時は、すみやかに引渡報告を行います。



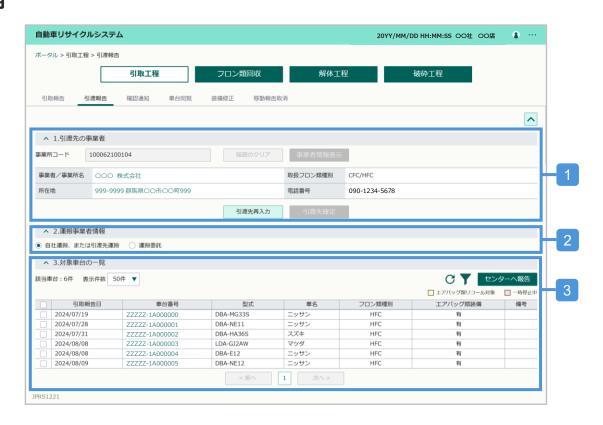
ポイント

- 使用済自動車の引渡先は、フロン類回収業者または解体業者です。引渡先の事業者コード(12桁)が必要になりますので、事前に引渡先となる事業者に確認してください。引取時の装備状況により引渡先がフロン類回収工程または解体工程のどちらかに分岐します。
- 使用済自動車の運搬方法と、次工程の事業者に引き渡した車台を選択・確認します。 運搬を他社に委託した場合は、廃棄物処理法上の収集運搬許可番号および運搬事業者名の入力が必須となりますので、事前に確認してください。

■ 画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [引渡報告] をクリックすると、フロン類回収業者・解体業者への使用済自動車の引渡報告画面が表示されます。

▮画面説明



番号	エリア名	説明
1	引渡先の事業者	引渡先の事業者を入力できます。
2	運搬事業者情報	運搬方法の選択や運搬委託事業者の入力を行います。
3	対象車台の一覧	引渡報告対象の車台一覧が表示されます。

操作説明

 [1.引渡先の事業者]で[事業所コード]を 入力します。





) ポイント

事業所コードは12桁です。フロン類回収工程(末尾 03)と解体工程(末尾04)を間違えないように入力してください。

2 [事業者情報表示] ボタンをクリックします。

事業所の[事業者/事業所名] [取扱フロン 類種別] [所在地] [電話番号] が表示され ます。



ポイント

解体業者の事業所コードを入力した場合は、 [取扱フロン類種別] に「-」が表示されます。

3 表示された事業所情報を確認して、問題がなければ[引渡先確定]ボタンをクリックします。

[3.対象車台の一覧] に、報告できる車台の 一覧が表示されます。



ポイント

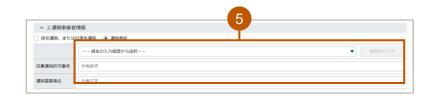
表示された情報が異なっていた場合は、入力した [事業所コード] を間違えている可能性があります。 手順①に戻って正しい事業所コードを入力してくだ さい。

4 [2.運搬事業者情報]で[自社運搬、または 引渡先運搬]か[運搬委託]を選択します。



▌ 操作説明

- 5 ([運搬委託]を選択した場合のみ)表示される入力欄で次のとおり対応します。
 - 過去の入力履歴から選択する場合:プル ダウンリストから選択
 - 新たに運搬事業者情報を入力する場合: [収集運搬許可番号] および[運搬事業 者名]を入力



注意

自社と引渡先事業者を管轄する自治体が異なる場合、 運搬業者は双方の自治体の収集運搬許可を有することが必要です。

複数の収集運搬許可番号を入力する場合、半角スペースで区切って入力します。複数の運搬事業者名を入力する場合、任意の全角文字区切りで入力します。



ポイント

● 過去の入力履歴がある場合、[履歴のクリア] ボタンをクリックすると、過去の入力履歴をクリアできます。

- 6 [3.対象車台の一覧] に引渡報告先ごとに次 のとおり表示されるので確認します。
 - フロン類回収業者への引渡報告の場合: フロン類装備ありとして引取報告を実施 した車台
 - 解体業者への引渡報告の場合: フロン類装備なしとして引取報告を実施 した車台

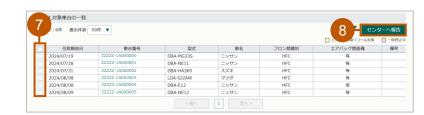


1 注意

引き渡す使用済自動車のフロン類種別が、[3. 対象車台の一覧]に表示されている[フロン類種別]と異なる場合、「6 装備修正」を参照して、フロン類種別を修正してください。

▮操作説明

7 引渡報告を実施する車台をチェックします。



8 **[センターへ報告] ボタンをクリックします。** 引渡報告を実施してよいかどうかのダイアロ

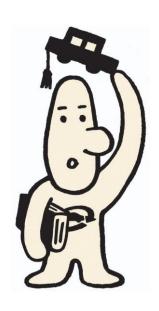
[OK] ボタンをクリックします。

グボックスが表示されます。



4

確認通知



4.1 確認通知の発生時期および通知発生時に必要な対応

引取業者が引き取った車台について、引渡報告が未実施、引渡先での引取報告が未実施の場合、確認通知が表示されます。確認通知が発生した車台については、引取業者側で対応が必要です。

確認通知が発生した後、次の期間が経過しても移動報告が行われなかった場合、情報管理センターは都道府県等へ 遅延報告を自動的に送付し、都道府県等は必要に応じて適切な措置を講ずるよう勧告・命令を行います。

※確認通知までの期間は、移動報告日から起算して計算(土日、祝日等も含む)

確認通知の発生時期		都道府県等への遅延報告の通知
自社が使用済自動車の 引取報告を実施後	自社が30日以内に、使用済自動車の「引渡報告」 を行わなかった場合	確認通知発行日 + 10日
自社が使用済自動車の 引渡報告を実施後	引渡先が5日以内に、使用済自動車の「引取報告」を実施しなかった場合	確認通知発行日+3日

確認通知発生時は、移動報告の未実施状況を確認のうえ、すみやかに対応してください。

特に、自社が引渡報告済みで、引渡先が引取報告を行っていない場合、自社が引渡先へ使用済自動車を本当に引き渡しているか否かについて、運搬状況を含めて確認してください。

事象	対応方法	
自社が引き渡していなかった場合	使用済自動車を引き渡していなかった場合は、使用済自動車を引き 渡し、引渡先にて引取報告を行うよう要請。	
自社が引渡済の場合	使用済自動車を引渡済の場合は、引渡先の状況(不適正処理がないか)を確認のうえ、引渡先にて引取報告を行うよう要請。	

4.2.1 確認通知発生状況の閲覧

移動報告等の作業の有無に関わらず、確認通知の発生状況は毎日確認してください。

■画面の表示方法

ポータル画面に、確認通知およびお知らせが表示されます。

|画面説明



番号	エリア名	説明
1	個別通知	ログインユーザーに個別で通知された情報が表示されます。 ● 個別通知が0件の場合 「個別通知(システムからの重要な警告など)はありません」と表示されます。 ● 個別通知が1件以上ある場合 赤字で個別通知の件数、および通知の重要度ごとの内訳が表示されます。

4.2.2 確認通知詳細の閲覧(引渡報告が未実施の場合)

使用済自動車の引取報告を行った後、30日以内にフロン類回収業者、および解体業者へ使用済自動車の引渡報告を行わなかった場合、ポータル画面に確認通知を発行した旨が表示されます。

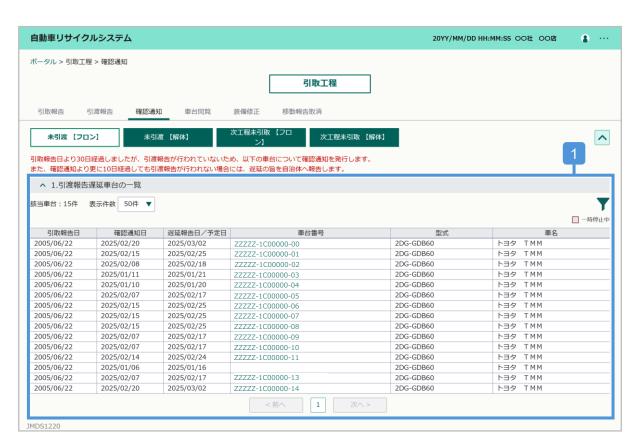
■画面の表示方法

- 引渡先がフロン類回収業者の場合: [引取工程] ボタンー [確認通知] ー [未引渡【フロン】] ボタンをクリックすると、対象車台の確認画面が表示されます。
- 引渡先が解体業者の場合: [引取工程] ボタンー [確認通知] ー [未引渡【解体】] ボタンをクリックすると、対象車台の確認画面が表示されます。



ポータル画面の個別通知欄に表示された対象の通知をクリックしても、同じ画面が表示されます。

|画面説明



番号	エリア名	説明
1	引渡報告遅延車台の一覧	引渡報告遅延車台が表示されるエリア

4.2.2 確認通知詳細の閲覧(引渡報告が未実施の場合)

操作説明

1 引渡報告が遅延となっている車台を確認します。

対象車台について、フロン類回収業者・解体 業者への使用済自動車の引渡と引渡報告をす みやかに実施します。





ポイント

- 確認通知の発行日から10日以内に移動報告が行われなかった場合、情報管理センターから自動的に自社を管轄する都道府県等へ遅延報告が送付されます。自治体は必要に応じて、適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。
- 確認通知までの期間には土日、祝日等を含みます。

| 4.2.3 確認通知詳細の閲覧 | (引渡先での引取報告が未実施の場合)

使用済自動車の引渡報告を行った後、引渡先のフロン類回収業者、および解体業者が5日以内に使用済自動車の引取報告を行わなかった場合、ポータル画面に確認通知を発行した旨が表示されます。

■画面の表示方法

- 引渡先がフロン類回収業者の場合: [引取工程] ボタンー [確認通知] ー [次工程未引取【フロン】] をクリックすると、対象車台の確認画面が表示されます。
- 引渡先が解体業者の場合: [引取工程] ボタンー [確認通知] ー [次工程未引取【解体】] をクリックすると、対象車台の確認画面が表示されます。

(ポイント

ポータル画面の個別通知欄に表示された対象の通知をクリックしても、同じ画面が表示されます。

▎画面説明



番号	エリア名	説明
1	引取報告遅延車台の一覧	引取報告遅延車台が表示されるエリア

■ 4.2.3 確認通知詳細の閲覧 (引渡先での引取報告が未実施の場合)

▮ 操作説明

1 引渡先事業者の引取報告が遅延となっている 車台を確認します。

引渡先のフロン類回収業者・解体業者への使 用済自動車の引渡状況や移動報告の引渡先が 間違っていないか確認します。

そのうえで、引渡先のフロン類回収業者・解 体業者へすみやかに引取報告をするよう要請 します。

引渡先がフロン類回収業者の場合



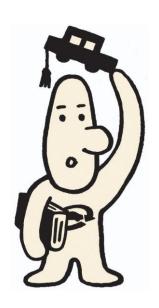
引渡先が解体業者の場合



(ポイント

- 確認通知の発生日から3日以内に移動報告が行われなかった場合、情報管理センターから自動的に自社を管轄する都道府県等へ遅延報告が送付されます。自治体は必要に応じて、適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。
- 確認通知までの期間には土日、祝日等を含みます。

5 車台閲覧



5.1 閲覧できる情報

自社が引き取った車台の情報を閲覧できます。閲覧情報および閲覧画面の表示方法等を次の表に示します。

閲覧できる情報	閲覧する画面	参照先
引渡報告未実施車台	引渡報告未実施車台の閲覧画面	5.2 引渡報告未実施車台の閲覧
解体通知	解体通知一覧画面	5.3 解体通知の閲覧
使用済自動車に関する移動報告状況	車台検索画面	5.4 使用済自動車に関する移動報 告状況の閲覧

詳細について説明します。

● 引渡報告未実施車台

自社が引取報告を行った車台のうち、使用済自動車の引渡報告が未実施の車台が表示されます。

● 解体通知

使用済自動車の所有者は、当該車台に関する破砕業者の引取報告等※が行われた後に、解体届出または永久抹 消登録申請をします。合わせて、必要に応じて自動車重量税の還付申請を行います。

(※破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際の引取報告または解体業者が解体自動車全部利用者に 解体自動車を引き渡した際の引渡報告)

引取業者のパソコン(PC)、タブレットまたはスマートフォンの画面には、引取業者は、自社が引き取った使用済自動車の解体通知を確認し、最終所有者に対し解体届出、または永久抹消登録および自動車重量税還付の申請手続きを行うことが可能となった旨を連絡します。

破砕業者の引取報告等が行われた時点で、電子マニフェストシステム上で、情報管理センターから当該使用済 自動車が解体された旨の通知 [解体通知] が表示されます。引取業者は、解体通知を確認後、最終所有者に対 し解体届出、または永久抹消登録および自動車重量税還付の申請手続きを行うことが可能となった旨を連絡す ることになりますので、日々確認を行うようにしてください。

\overline{\overline{\pi}} 7

ポイント

「解体通知」が発行された時は、ポータル画面上に赤文字で表示されます。すみやかに最終所有者を確認 のうえ、次の申請手続きが可能になったことを連絡してください。

- 「一時抹消登録後の解体届出」または「永久抹消登録申請」
- 自動車重量税の還付申請

5.1 閲覧できる情報

● 使用済自動車に関する移動報告状況

最終所有者から引き取った車台についての問い合わせがあった時等、後工程の移動報告状況を確認する場合に 閲覧します。

自社が使用済自動車の引取・引渡報告を行った車台一覧を確認する場合は、年月を指定し、車台一覧が記載された電子ファイルをダウンロードします。

自社が引渡報告を行った車台に関して後工程の事業者による移動報告の実施状況を確認する場合は、車台番号 で個別検索します。

5.2 引渡報告未実施車台の閲覧

引取報告を実施した使用済自動車で、引渡報告が未実施の車台を確認します。 引渡先が確定したらすみやかに使用済自動車の引渡と引渡報告を実施してください。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [車台閲覧] をクリックすると、引渡報告未実施車台の閲覧画面が表示されます(ポータル画面の個別通知欄に表示された対象の通知をクリックしても、同じ画面が表示されます)。

▮画面説明



番号	エリア名	説明
1	引渡報告未実施車台の一覧	引取報告済の使用済自動車のうち、引渡報告が未実施の車 台の一覧が表示されます。

5.2 引渡報告未実施車台の閲覧

操作説明

1 [1.引渡報告未実施車台の一覧] に表示された、引渡を実施していない車台を確認します。

一覧に表示された車台について、引渡先が確 定しだい、すみやかに使用済自動車の引渡と 引渡報告を実施します。





ポイント

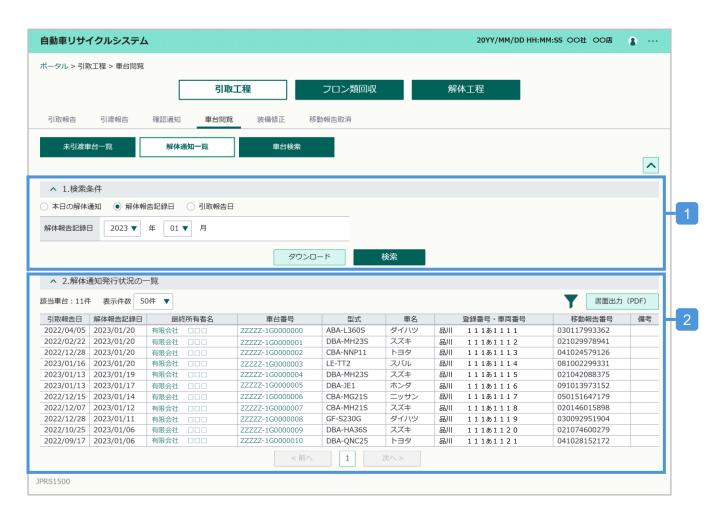
- 引渡報告の未実施車台がない場合、「該当がありませんでした。」と表示されます。
- [車台番号] のリンクをクリックすると、車台詳細情報画面が表示され、車台の詳細を確認することができます。

引取業者は、自社が引き取った使用済自動車の解体通知を確認し、最終所有者に対し解体届出、または永久抹消登録および自動車重量税還付の申請手続きを行うことが可能となった旨を連絡します。

画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [車台閲覧] - [解体通知一覧] ボタンをクリックすると、解体通知一覧画面が表示されます。

■画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	解体通知の検索条件を選択できます。
2	解体通知発行状況の 一覧	解体通知発行状況の一覧が表示されます。

解体通知が発行された車台一覧は、検索当日の5年前まで閲覧ができます。

▮ 操作説明

- 1 [1.検索条件] で次のいずれかを選択します。
 - 「本日の解体通知]

メニュー画面に解体通知がある場合に選択します。

● [解体報告記録日]

解体報告記録された年月を指定して車台 を検索する場合に選択します。

● [引取報告日]

車台を引き取った年月と検索条件を指定 し車台を検索する場合に選択します。

- 2 ([解体報告記録日]を選択した場合のみ) [解体報告記録日]の年月を入力します。
- 3 ([引取報告日]を選択した場合のみ) [引取報告日]の年月、検索条件を入力します。
- 4 [検索] ボタンをクリックします。

[2.解体通知発行状況の一覧] に、検索条件に該当する、解体通知が発行された車台が表示されます。







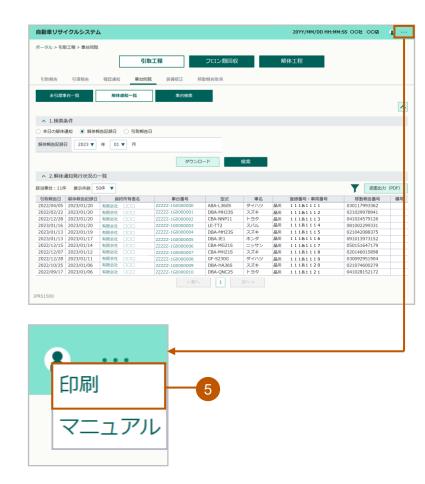


ポイント

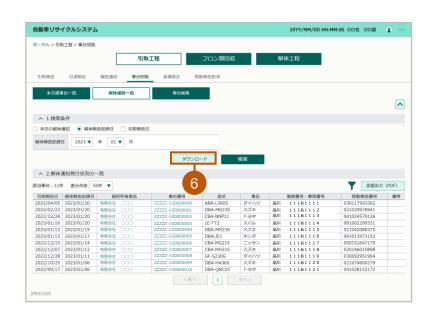
車台番号をクリックすると、後工程の移動報告状況 確認画面が表示されます。詳細については「5.4.2 車台を指定して移動報告実施状況を閲覧する場合」 を参照してください。

▋操作説明

5 (車台一覧の画面を印刷する場合)画面上部 の機能アイコンで[印刷]をクリックします。



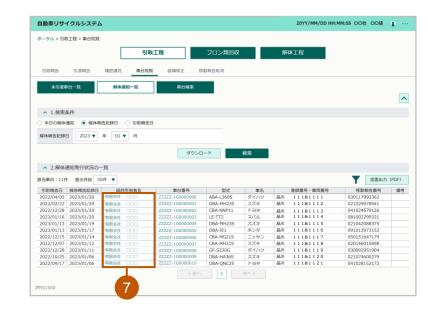
(車台一覧をCSVファイルで出力する場合)「ダウンロード」ボタンをクリックします。



▮ 操作説明

[最終所有者名] をクリックします。

最終所有者情報が表示されます。



- 最終所有者情報を確認します。
- 最終所有者に対し、すみやかに解体届出・永 久抹消登録申請等および自動車重量税の還付 申請手続きが可能になったことを連絡します。





| | |ポイント

- 車検証の残存期間が1月未満で自動車重量税還付 がない車台についても、国土交通省、または軽自 動車検査協会に解体届出・永久抹消登録申請を行 う必要があります。
- フロン類回収業者、解体業者への引渡報告実施後 は、最終所有者の詳細情報の修正はできません。 最終所有者の詳細情報は、使用済自動車の解体通 知発行後の最終所有者への連絡時に必要となりま すので、引取報告の際に入力した最終所有者の情 報を修正する場合は、引渡報告を行う前に修正し てください。

5.4 使用済自動車に関する移動報告状況の閲覧

最終所有者から引き取った車台についての問い合わせがあった時等、後工程の移動報告状況を確認する場合に閲覧 します。

- 自社が使用済自動車の移動報告を行った車台一覧の電子ファイルを、年月を指定してダウンロードすることができます。
- 自社が移動報告を行った車台に関して、1台ずつ移動報告の実施状況を確認することができます。

▮ 画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [車台閲覧] ー [車台検索] ボタンをクリックすると、車台検索画面が表示されます。

▋■面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件入力/移動報告実 績ファイル取得	検索条件を選択・入力します。
2	移動報告実績ダウンロード	移動報告実績ファイルを取得するボタン。
3	取扱車台の一覧	取扱車台の一覧が表示されます。 一覧の[工程]には、該当車両の現在の処理工程が表示されます。例えば「フロン」と表示されている場合は、該当車両がフロン類回収の工程にあることが分かります。

5.4.1 自社の移動報告実績を年月を指定して閲覧する場合

自社の移動報告実績を閲覧する場合は、指定した年月の引取報告または引渡報告の実績(移動報告実績)をダウンロードします。

▮ 操作説明

1 [移動報告実績ダウンロード] ボタンをク リックします。

> ポップアップで、移動報告実績ダウンロード 画面が表示されます。



- ② [対象情報]で[引取実績]または「引渡実績」を選択します。
- 3 閲覧する年月を選択します。



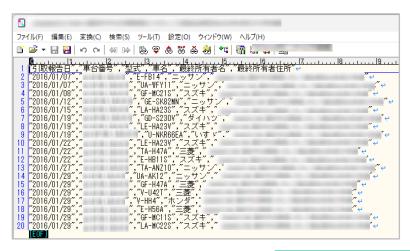


ポイント

過去の年月を指定した場合は、指定した年月の1日から月末日の実績がダウンロードできます。 当月を指定した場合は、1日から当日までの実績がダウンロードできます。

4 [ダウンロード] ボタンをクリックします。

CSVファイルがダウンロードされます。



5.4.2 車台を指定して移動報告実施状況を閲覧する場合

自社が移動報告を実施した車台に関して、車台を個別に検索し、その後の移動報告状況を確認します。

▋操作説明

- 1 検索条件選択で、「車台番号」「登録番号・ 車両番号」「移動報告番号」「職権打刻番 号」のいずれかを選択して、検索条件を入力 します。
- 2 [対象車台検索] ボタンをクリックします。

検索結果に該当する車台の情報が一覧で表示されます。



3 閲覧対象の車台の [閲覧] ボタンをクリック します。

後工程の移動報告状況確認画面が表示されます。



- 4 表示された画面で詳細を確認します。
- き 書面の出力が必要な場合は、「書面出力 (PDF)」ボタンをクリックしてPDFを出力 します。

PDFが表示されます。 このPDFを保存および印刷できます。



5.4.2 車台を指定して移動報告実施状況を閲覧する場合

操作説明

(印刷した書面を郵送(有料) してほしい 場合のみ)

> [書類郵送依頼(有料)] ボタンをクリッ クして、PDFを出力します。

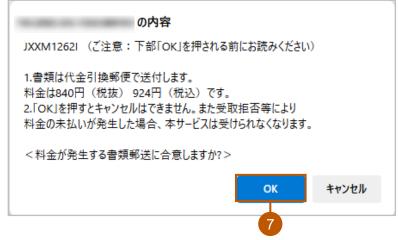
> 書類郵送を依頼するか否かを確認するメッ セージが表示されます。

(印刷した書面を郵送(有料)してほしい 場合のみ)

> 料金等を確認して「OK」ボタンをクリック します。

依頼しない場合は「キャンセル」ボタンを クリックします。







ポイント

- 郵送される書類は、手順号で出力されるPDFと同 じ内容です。
- 申請後、1週間程度で情報管理センターから代金 引換郵便で書類が郵送されます。料金840円(税 別)は、配達時に徴収いたします。
- 料金は変更する場合があります。
- 料金については自動車リサイクルシステムのホー



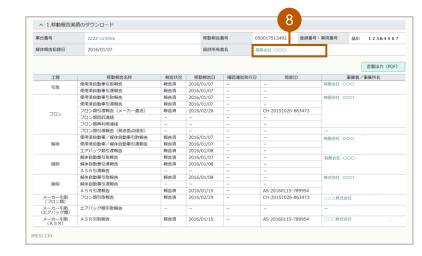
注意ページをご覧ください。

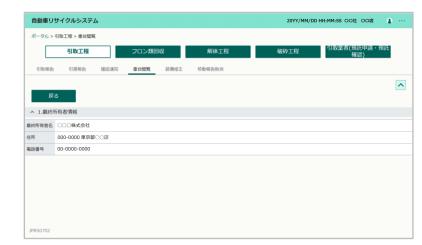
[OK] ボタンをクリックしたあとは、キャンセル できません。また受取拒否等により料金の未払いが 発生した場合、本サービスは受けられなくなります。

5.4.2 車台を指定して移動報告実施状況を閲覧する場合

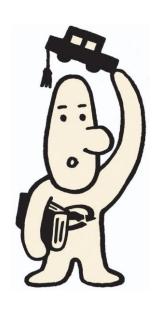
▍操作説明

(最終所有者情報を確認する場合)[最終所有者名]をクリックします。





5 装備修正



使用済自動車の預託確認・引取報告の場合に、装備情報を間違って入力した時は修正が可能です。

■装備修正の実施可能な修正パターン一覧

引渡報告前の修正では、次に示すような装備修正が実施できます。

実施可能な修正パターン	説明	参照先
フロン類装備およびエアバッグ類装備有無の修正	フロン類回収業者、または解体業者への引渡報告が完了していない車台に対して、フロン類およびエアバッグ類の有無を修正できます。 修正する場合は次の内容に注意してください。	6.1.1 フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正する場合
フロン類種別の修正	フロン類回収業者、または解体業者への引渡報告が 完了していない車台に対して、登録済みのフロン類 種別を修正できます。 修正する場合は次の内容に注意してください。 ● フロン類回収業者、または解体業者への引渡報告 を実施していない。 ● 車台情報ステータスが [取消] または [取消後継 続の取消] でない。	6.1.2 フロン類種別を修正 する場合
フロン類回収業者からの依頼に基づく、フロン類種別の修正	 自社が引渡報告を実施した使用済自動車のフロン類装備情報について、フロン類回収業者からの依頼で修正できます。 修正する場合は次の内容に注意してください。 修正依頼をしてきたフロン類回収業者へ引渡報告を自社で実施している。 修正依頼を実施したフロン類回収業者の車台で、荷姿として紐付けされていない。 修正依頼を実施したフロン類回収業者の車台で、フロン類の再利用連絡が完了していない。 フロン類の預託金が「有」である。 車台情報ステータスが [取消] または [取消後継続の取消] でない。 	6.2.1 フロン類回収業者からの依頼でフロン類種別を修正する場合

▍ 装備修正の実施可能な修正パターン一覧

実施可能な修正パターン	説明	参照先
解体業者からの依頼に基づ く、エアバッグ類装備の有 無の修正	自社が引渡報告を実施した使用済自動車のエアバッグ類装備情報について、解体業者からの依頼で修正できます。 なお、修正する場合は次の内容に注意してください。 ● 修正依頼をしてきた解体業者へ引渡報告を自社で実施している。 ● 修正依頼を実施した解体業者の車台で、引取報告が完了していない。 ● 他の解体業者によって、エアバッグ類の処理結果(回収または作動)が登録されていない。 ● 車台情報ステータスが [取消] または [取消後継続の取消] でない。	6.2.2 解体業者からの依頼でエアバッグ類装備の有無を修正する場合



ポイント

- フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正した場合(引渡先の事業者からの依頼の場合を含む)、 預託申請が必要になる場合があります。その場合は、画面の指示に従って預託申請を実施してください。操 作の詳細については、「6.3 追加預託が必要な装備情報の修正(フロン類装備・エアバッグ類装備)」を 参照してください。
- 預託申請時に間違って実施した預託を追加預託申請と一緒に取消できます。例えば、フロン類の預託を実施するつもりが、間違ってエアバッグ類の預託を実施してしまった、またはその逆のケース等で取消を実施します。操作の詳細については、「6.4 追加預託を実施した装備の預託取消(フロン類装備・エアバッグ類装備)」を参照してください。
- 使用済自動車の引渡報告後にフロン類回収業者から引取報告を実施する前の車台についてフロン類装備の有無が間違っているとの連絡が入った場合、引渡報告を取り消してフロン類装備を修正してください。
- フロン類回収業者から引取報告を実施したあとの車台についてフロン類装備の有無が間違っていたとの連絡が入った場合、引渡報告を取り消してフロン類装備を修正してください。なお、その場合、フロン類回収業者の引取報告が取り消されている必要があります。必要に応じて、フロン類回収業者に引取報告の取消を依頼してください。

6.1.1 フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正する場合

引取業者が引取報告した車台について、フロン類とエアバッグ類の装備有無を修正します。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [装備修正] ー [装備有無] ボタンをクリックすると、対象車台の選択画面が表示されます。

▋画面説明



番号	エリア名	説明
1	修正対象車台の一覧	修正対象車台の一覧を表示するエリア。 [フロン類装備]、[エアバッグ類装備]には、修正内容が、 [変更前→変更後]のイメージで表示されます。 以下は、エアバッグ類装備が「無」から「有」に変更できる場合の例です。変更する場合はチェックを入れます。 エアバッグ類装備 □無→有 以下は、[フロン類装備]を[無→有]に変更できる場合の例です。変更する場合はチェックを入れ、フロン類種別を[CFC]、 [HFC]から選択もします。 フロン類装備 □無→有 ○ CFC ○ HFC

6.1.1 フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正する場合

操作説明

ここでは、例としてフロン類装備とエアバッグ類装備を[無]から[有]へ修正する場合の操作を説明します。

1 [修正対象車台の一覧]から、修正する車台の装備を確認します。

ここでは、 [フロン類装備] と [エアバッグ 類装備] の二つの項目が [無] の車台を確認 します。

なお、修正対象車台がない場合、画面に「該 当がありませんでした。」と表示されます。



- 2 [フロン類装備]で[無→有]を選択します。
- 3 フロン類種別の [CFC] または [HFC] を 選択します。
- 4 [エアバッグ類装備]で[無→有]を選択 します。

6.1.1 フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正する場合

▋操作説明

5 [装備修正] ボタンをクリックします。

修正を確認するダイアログボックスが表示されます。



- 修正する場合は [OK] ボタンをクリックします。
 - 預託済みの場合は、対象車台の装備が修正されます。
 - ここで操作は完了です。
 - ◆ 未預託の場合は、預託申請するかどうか を確認するダイアログボックスが表示さ れますので② に進んでください。





装備修正画面でフロン類やエアバッグ類の装備を無から有に修正する場合、「追加預託申請」が必要な場合があります。

6.1.1 フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正する場合

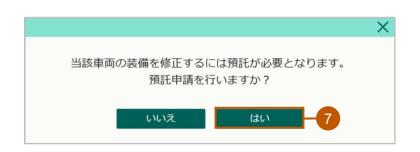
▋操作説明

7

(未預託の場合)

預託申請する場合は[はい]ボタンをクリックします。

マニフェスト発行済追加預託申請画面が表示されます。







ポイント

マニフェスト発行済追加預託申請画面に [追加預託対象車台一覧] ボタンが表示され、クリックすると追加預託一覧を照会できます。



注意

このあとの操作は、「6.3 追加預託が必要な装備 情報の修正(フロン類装備・エアバッグ類装備)」 を参照してください。

6.1.2 フロン類種別を修正する場合

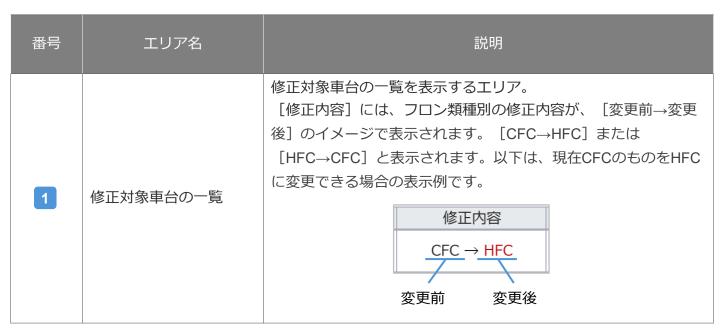
引取業者が引取報告した車台について、フロン類種別情報を修正します。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [装備修正] ー [フロン類種別] ボタンをクリックすると、対象車台の選択画面が表示されます。

■画面説明





6.1.2 フロン類種別を修正する場合

▮ 操作説明

1 [修正対象車台の一覧] から、フロン類種 別を修正する車台を確認します。

> なお、修正対象車台がない場合は、画面に 「該当がありませんでした。」と表示されます。



- 2 対象車台の [修正内容] が正しいことを確 認します。
- 3 [装備修正] ボタンをクリックします。

修正を確認するダイアログボックスが表示されます。

4 修正する場合は [OK] ボタンをクリックします。

修正しない場合は [キャンセル] ボタンをク リックします。



6.2.1 フロン類回収業者からの依頼でフロン類種別を修正する場合

自社が引渡報告を実施した使用済自動車のフロン類装備情報については、フロン類回収業者からの依頼で修正する ことができます。

フロン類回収業者からの依頼でフロン類の装備情報を修正するには、当該フロン類回収業者による引渡報告未実施、 またはフロン類を荷姿として紐付・再利用連絡を行っていないことが条件となります。



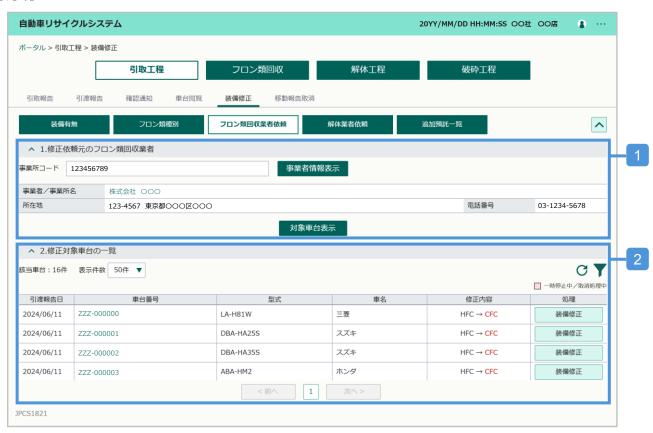
ポイント

当該フロン類回収業者が回収できないフロン類種別に修正する場合は、引取工程の引渡報告を取消した後にフロン類種別を修正します(「6.1.2 フロン類種別を修正する場合」を参照)。その後、当該フロン類種別の回収が可能なフロン類回収業者に引渡報告を行います。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [装備修正] ー [フロン類回収業者依頼] ボタンをクリックすると、対象車台の選択画面が表示されます。

■画面説明



番号	エリア名	説明
1	修正依頼元のフロン類回収業者	修正依頼元のフロン類回収業者を指定するエリア
2	修正対象車台の一覧	修正対象車台の一覧を表示するエリア

6.2.1 フロン類回収業者からの依頼でフロン類種別を修正する場合

▮ 操作説明

1 [1.修正依頼元のフロン類回収業者]の[事業所コード]に、修正依頼をしてきたフロン類回収業者の事業所コードを入力します。

なお、修正対象車台がない場合、画面に「該 当がありませんでした。」と表示されます。

2 [事業者情報表示] ボタンをクリックします。

表示された事業者の情報が正しいことを確認 します。

(3) [対象車台表示] ボタンをクリックします。

修正対象車台の一覧が表示されます。

4 対象車台の [修正内容] が正しいかを確認 します。

[修正内容]の表示は、左側に変更前、右側に変更後として表示されます。

[CFC→HFC] または [HFC→CFC] が正 しい変更であることを確認します。



6.2.1 フロン類回収業者からの依頼でフロン類種別を修正する場合

▋操作説明

5 [装備修正] ボタンをクリックします。

修正を確認するダイアログボックスが表示されます。



修正する場合は [OK] ボタンをクリックします。

修正しない場合は [キャンセル] ボタンをク リックします。



6.2.2 解体業者からの依頼でエアバッグ類装備の有無を修正する場合

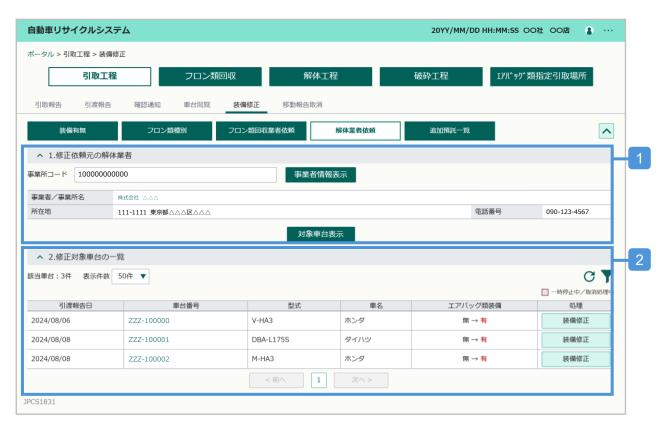
自社が引渡報告を実施した使用済自動車のエアバッグ類装備情報については、解体業者からの依頼で修正することができます。

解体業者からの依頼でエアバッグ類の装備情報を修正するには、当該解体業者が引取報告を行っていないことが条件となります。

▋画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [装備修正] ー [解体業者依頼] ボタンをクリックすると、対象車台の選択画面が表示されます。

▋■面説明



番号	エリア名	説明
1	修正依頼元の解体業者	修正依頼元の解体業者を指定するエリア
2	修正対象車台の一覧	修正対象車台の一覧を表示するエリア

6.2.2 解体業者からの依頼でエアバッグ類装備の有無を修正する場合

▋操作説明

1 [1.修正依頼元の解体業者]の[事業所コード]に、修正依頼をしてきた解体業者の事業所コードを入力します。

なお、修正対象車台がない場合、画面に「該 当がありませんでした。」と表示されます。

2 [事業者情報表示] ボタンをクリックします。

表示された事業者の情報が正しいことを確認 します。

3 [対象車台表示] ボタンをクリックします。

修正対象車台の一覧が表示されます。

4 対象車台の [エアバッグ類装備] が正しい かを確認します。



6.2.2 解体業者からの依頼でエアバッグ類装備の有無を修正する場合

操作説明

- [装備修正] ボタンをクリックします。
 - 預託済みの場合は、対象車台の装備が修 正されます。 ここで操作は完了です。
 - 未預託の場合は、預託申請するかどうか を確認するダイアログボックスが表示さ れますので6に進んでください。





(ポイント

マニフェスト発行済み車台のうち、装備修正画面で 特定の車台に対してエアバッグ類の装備修正の登録 をする場合、「追加預託申請」が必要な場合があり ます。マニフェスト発行済追加預託申請画面に「追 加預託対象車台一覧] ボタンが表示され、クリック すると追加預託一覧を照会できます。

6.2.2 解体業者からの依頼でエアバッグ類装備の有無を修正する場合

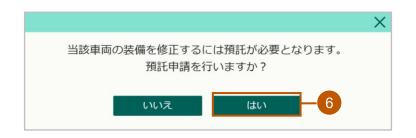
▋操作説明

6 (未預託の場合)

預託申請する場合は [はい] ボタンをク リックします。

マニフェスト発行済追加預託申請画面が表示されます。

当該車台の移動報告は預託完了まで一時停止されます。





注意

このあとの操作は、「6.3 追加預託が必要な装備情報の修正(フロン類装備・エアバッグ類装備)」を参照してください。

6.3 追加預託が必要な装備情報の修正(フロン類装備・エアバッグ類装備)

引取業者がマニフェスト発行済みの車台のフロン類やエアバッグ類の装備修正をする場合、追加預託が必要な場合 は預託申請します。本項目は、マニフェスト発行後にフロン類やエアバッグ類の装備修正を行った場合に追加預託 が必要と表示されたときの操作(追加預託申請)について説明します。

■画面の表示方法

次のいずれかの操作で、追加預託一覧画面が表示されます。

- 「引取工程」ボタンー「装備修正」ー「追加預託一覧」ボタンをクリックする。
- 装備修正の操作時に [装備修正] ボタンをクリックし、未預託の場合はポップアップが表示され、 [はい] ボタンをクリックする(「6.1.1 フロン類装備およびエアバッグ類装備の有無を修正する場合」、「6.2.2 解体業者からの依頼でエアバッグ類装備の有無を修正する場合」を参照してください)。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	追加預託対象車台一覧	追加預託対象車台の一覧を表示するエリア

6.3 追加預託が必要な装備情報の修正(フロン類装備・エアバッグ類装備)

▋操作説明

1 [追加預託対象車台一覧] に表示された車 台のうち、対象車台の[預託申請] ボタン をクリックします。

対象車台の追加預託の決済方法を選択し、決済申請を行う決済選択画面が表示されます。



賞 ポイント

- 預託申請状況が[申請中] (預託処理完了前の状態)の車台で、申請を取り消したい場合は[預託申請取消] ボタンをクリックします。
 - 詳細は「6.4 追加預託を実施した装備の預託取消(フロン類装備・エアバッグ類装備)」を参照してください。
- 預託申請状況が [未申請] の車台について、追加 預託申請対象外としたい場合は [削除] ボタンを クリックします。削除すると装備修正画面で行っ た移動報告の一時停止を解除し追加預託申請対象 外となります。
- 追加預託がなく、誤預託を取り消すだけの場合は マニフェスト発行後に装備修正してもリサイクル 料金の返金は行いません。

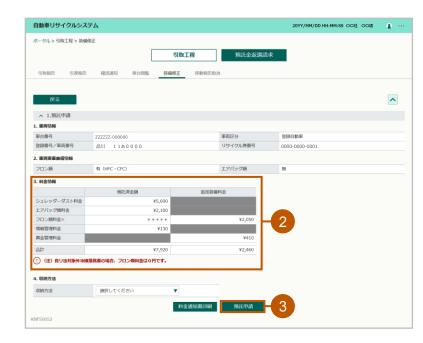
例:引取時にシステム上の装備情報がフロン類・ エアバッグ類共に「有」だが未預託だったのでフロン類・エアバッグ類料金を追加預託してしまったが、実車装備を確認したらエアコンもエアバッグ類も装備「無」だった。

6.3 追加預託が必要な装備情報の修正(フロン類装備・エアバッグ類装備)

■操作説明

2 [料金情報]を確認して[収納方法]を選択します。

3 [預託申請] ボタンをクリックします。



6.4 追加預託を実施した装備の預託取消(フロン類装備・エアバッグ類装備)

預託申請時に間違って実施した預託を、追加預託申請と一緒に取り消すことができます。



ポイント

- 例えば、フロン類の預託を実施するつもりが間違ってエアバッグ類の預託を実施してしまった、またはその 逆のケース等で取消を実施します。
- 上記のケースで自社が預託した装備の預託を取り消す場合は、返金が発生します。

■画面の表示方法

次のいずれかの操作で、追加預託一覧画面が表示されます。

- [引取工程] ボタンー [装備修正] ー [追加預託一覧] ボタンをクリックする。
- 装備修正の操作時に [装備修正] ボタンをクリックし、未預託の場合はポップアップが表示され、 [はい] ボタンをクリックする。

▮画面説明



番号	エリア名	説明
1	追加預託対象車台一覧	追加預託対象車台の一覧を表示するエリア

6.4 追加預託を実施した装備の預託取消(フロン類装備・エアバッグ類装備)

■操作説明

1 [追加預託対象車台一覧] で追加預託申請 を実施し、預託申請状況が[申請中]の車 台のうち、申請を取り消したい対象車台の [預託申請取消] ボタンをクリックします。

取消を確認するダイアログボックスが表示されます。



2 取り消しする場合は [OK] ボタンをクリッ クします。

> 追加預託申請を取り消した車台の [預託申請 状況] が [未申請] になります。



7

引渡報告の取消



電子マニフェストシステムによる、次工程への引渡報告の取消を実施する場合について説明します。

車台を間違って引渡報告した場合、引渡先事業者を間違って引渡報告をした場合等は、移動報告の取消を行います。 引渡先事業者を間違った場合は、一度引渡報告を取り消した後、正しい引渡報告を行います。 また、引渡元や引渡先から移動報告の取消を依頼される場合もあります。

使用済自動車の引渡報告の取消

引渡先の事業者が引取報告を行っていない場合に引渡報告の取消ができます。



ポイント

次工程の事業者が引取報告済みの場合は、先に次工程の事業者で引取報告を取り消す必要があります。 取消が行われると移動報告が元の状態に戻り、引渡報告メニューの一覧や車台閲覧の引渡未実施一覧に表示されるようになります。



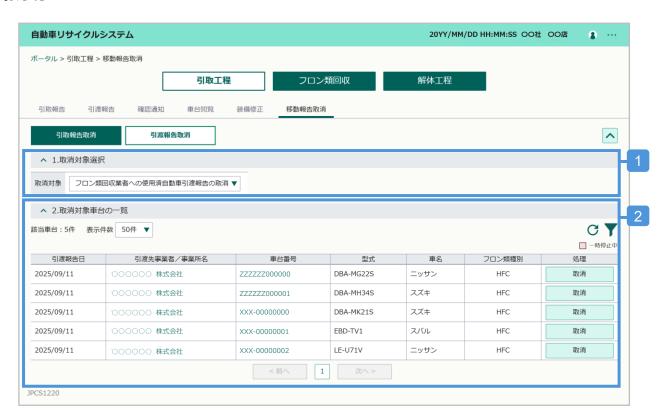
注意

引渡報告の取消申請中は該当車台の移動報告はできません。情報管理センターでの処理完了後に移動報告 を再開できます(移動報告の再開が翌日からとなる場合があります)。

画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [移動報告取消] ー [引渡報告取消] ボタンをクリックすると、対象車台選択/情報管理センター申請画面が表示されます。

■画面説明



番号	エリア名	説明
1	取消対象選択	取消対象選択の抽出条件を指定するエリア
2	取消対象車台の一覧	抽出条件を満たす取消対象車台の一覧を表示するエリア

操作説明

1 [取消対象]を選択します。

引渡報告の取消対象車台の引渡先が「フロン 類回収業者」「解体業者」のどちらかを選択 します。

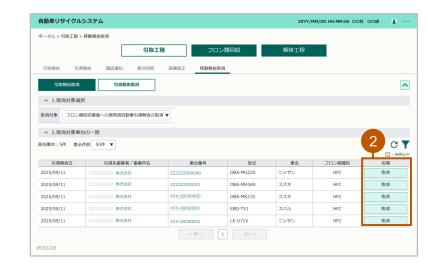
次工程へ引渡報告を行った車台のうち、取消 が可能な車台が一覧に表示されます。

修正対象車台がない場合、画面に「該当がありませんでした。」と表示されます。



2 取消対象の車台情報を確認して、 [取消] ボタンをクリックします。

> 取消を確認する確認ダイアログが表示されま す。





[取消] ボタンをクリックする前に、再度、取消対象車台の引取報告であるかを確認してください。

操作説明

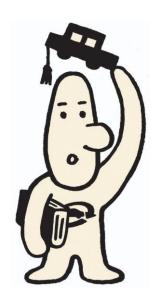
3 取り消す場合は [OK] ボタンをクリックします。

取り消さない場合は [キャンセル] ボタンを クリックします。



8

引取報告の取消 (マニフェスト発行取消)



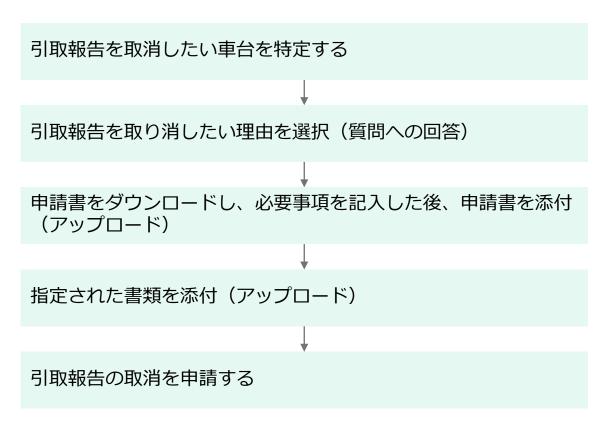
間違った車を引取報告した場合に、どのような間違いかを選択し、必要書類を添付して、引取報告の取消を申請します。

▋ 引取報告の取消(マニフェスト発行取消)について

- 使用済自動車として引き取った車台は転売することができません。このため、引取業者による「引取報告」は原則として取り消せない仕組みとなっています。
- 誤って使用中の車両の引取報告をしてしまった場合等は、自動車リサイクルシステムで情報管理センターに引取報告の取消申請をすることができます。

注意

情報管理センターで申請に基づき取消が可能か確認し、次の手順で申請を行います。なお、全ての移動報告が取り消しできるわけではありません。



【取消例】

- 廃車にするつもりのない車両の引取報告をしてしまった時。
- 誤った車台番号で引取報告したことが判明した時。

次のような場合は、後工程の方より引取工程の方へお問い合わせがあると想定されます。

- 引渡報告された車台番号が実車と合っていない。
- フロン類・エアバッグ類の装備情報が合っていない(「6 装備修正」を参照ください)。

■画面の表示方法

[引取工程] ボタンー [移動報告取消] ー [引取報告取消] ボタンをクリックすると、引取報告取消画面が表示されます。

₹ 注意

永久抹消登録申請、解体届出、および自動車検査証の返納を伴う解体届出を実施した車台は取り消しできません。

▮画面説明



番号	エリア名	説明
1	取消対象選択	取消対象選択の検索条件を指定するエリア
2	マニフェスト発行取 消申請対象車台	検索結果が表示されるエリア
3	マニフェスト発行取 消理由選択	表示された質問に回答し取消理由等を登録するエリア

■操作説明

1 [検索条件入力]で検索方法を選択して、 間違った移動報告をした車台の情報を入力 します。



2 [検索] ボタンをクリックします。

[マニフェスト発行取消申請対象車台] に、 検索条件に一致した車台が表示されます。





複数台が一致、または一致する車台がなかった場合は、検索条件を変えて再検索してください。

■操作説明

3 [マニフェスト発行取消理由選択] に、取 消理由を回答していきます。

> 回答に応じて確認事項が表示されていきます。 全ての回答が完了すると、次の表の「表示項 目」のいずれかが表示されますので、「対応 内容」に従ってください。





ポイント

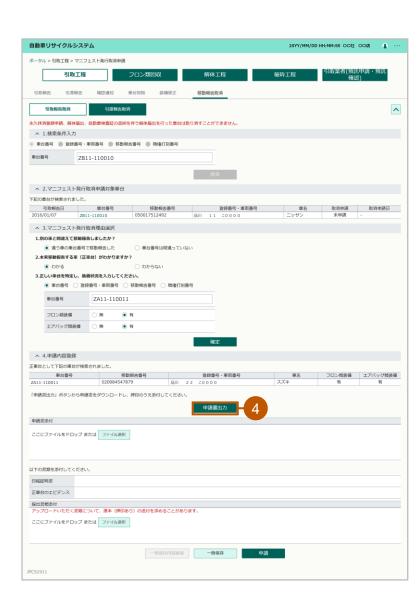
回答中に正しい車台情報を入力する画面が表示され た場合は、情報を入力して [確定] ボタンをクリッ クしてください。

表示項目	対応内容
[4.申請内容登録] が表示された場合	手順 ⁴ に進んでください。
[4.問い合わせ先] が表示された場合	回答した内容では申請できません。詳細については、表示された問い合わせ先に確認してください。
[4.取消不可] が表示された場合	回答した内容では取り消しできません。詳細については、表示された問い合わせ先に確認してください。

■操作説明

4 [申請書出力] ボタンをクリックして、申 請書をダウンロードします。

> 出力を確認する確認ダイアログが表示されま す。



5 出力する場合は [OK] ボタンをクリックします。

出力しない場合は [キャンセル] ボタンをク リックします。



◯ ポイント

- 次の手順の操作で入力した内容を一時保存する場合は、 [一時保存] ボタンをクリックします。
- 次回の操作で、同じ車台をマニフェスト発行取消申請対象として検索した場合、一時保存時の状態で表示されます。
- 一時保存した情報を削除する場合は、[一時保存内容削除]ボタンをクリックします。

操作説明

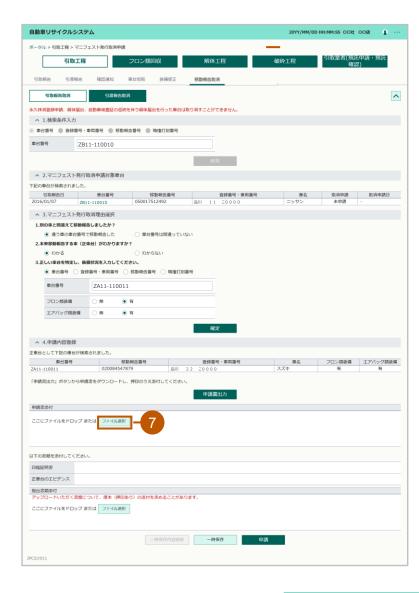
6 出力した申請書に必要事項を記入し、申請 書を作成します。

申請書の太枠内に記入、押印します。

- 申請年月日を記入します。
- 印鑑証明書に登録されている実印(法人の場合は印鑑証明書に登録されている代表者印)を押印します。



- 7 次のどちらかの方法で申請書を添付(アップロード)します。
 - [ここにファイルをドロップ] の枠に ファイルをドラッグ&ドロップします。
 - [ファイル選択] ボタンをクリックして、 ファイルの選択ダイアログボックスを表 示のうえでファイルを選択します。



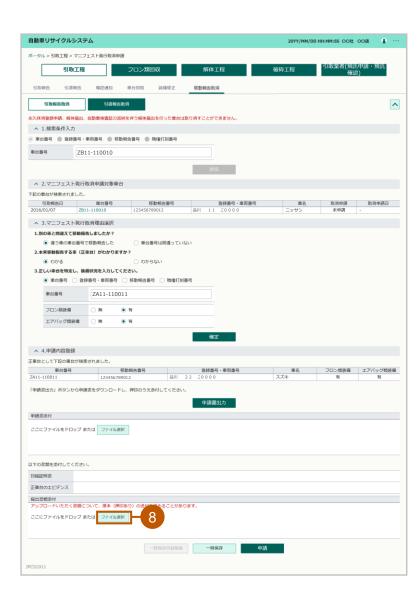
▋操作説明

- 8 [以下の書類を添付してください。] に書類名が表示されている場合、次のどちらかの方法で書類を添付(アップロード) します。
 - [ここにファイルをドロップまたはファイル選択] の枠にファイルをドラッグ& ドロップします。
 - [ファイル選択] ボタンをクリックして、 ファイルの選択ダイアログボックスを表 示のうえでファイルを選択します。

次のような書類名が表示される場合があります。書類によっては原本(押印あり)が必要です。

- 印鑑証明書
- 正車台のエビデンス
- 誤車台のエビデンス
- 車両返却証明書
- 廃車中止確認書
- 引取業者による引取報告意思の確認書

添付書類については次ページを参照ください。



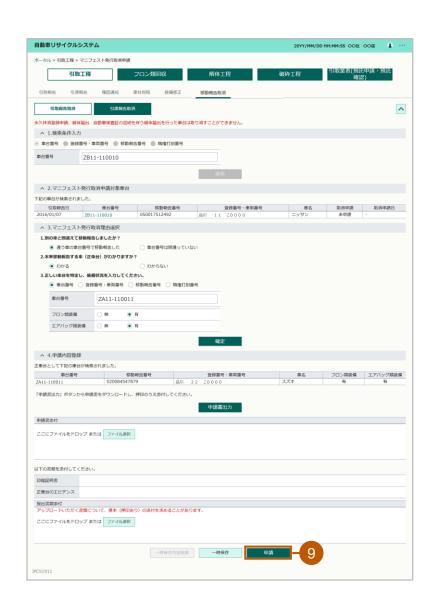


- 書類によっては、 [テンプレート出力] ボタンが 表示されている場合があります。 [テンプレート 出力] ボタンをクリックしテンプレートをダウン ロードします。情報を入力してアップロードして ください。
- アップロードしたファイルは、ファイル名のリンクをクリックするとダウンロードして確認できます。

■操作説明

9 [申請] ボタンをクリックします。

確認のダイアログボックスが表示されます。



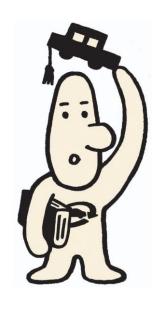
- 10 [OK] ボタンをクリックします。
 - 移動報告の取消が情報管理センターに申請されます。
 - 情報管理センターで取消理由・書類等を確認した後に取消の可否判断を行い、取消が実施されます。取消ができない場合もあります。



9

委託手数料通知書・利用明細書のダウンロード

本操作は事業者ユーザーでログインして実施してください。



9.1.1 委託手数料支払通知書

ここでは、委託手数料支払通知書について説明します。委託手数料支払通知書とは、預託に必要な実務等に対して、 資金管理法人(公益財団法人自動車リサイクル保進センター)からお支払いする手数料明細一覧です。

委託手数料支払通知書に関連する業務として、次を実施します。

● 委託手数料支払通知書をダウンロードする。

ダウンロードした明細は、集計業務等にご利用ください。

9.1.1 委託手数料支払通知書

9.1.1 委託手数料支払通知書

9.1.1 委託手数料支払通知書

9.1.2 金融機関の利用明細書

9.1.2 金融機関の利用明細書

